

まもる なおす つくる

「^み見る」から始める

大館市 景観計画

令和7年10月

目 次

第1章 景観計画の策定.....	1
1 「景観（けいかん）」って？	1
2 なぜ「景観計画」をつくることにしたの？（背景と目的）	1
3 どんな役割があるの？（計画の位置づけ）	2
第2章 景観にまつわる概況と課題.....	3
1 大館市はどんなところ？	3
2 市民は「景観」をどんなふうに見ている？（市民意向の把握）	12
3 大館だなあという景観とは？（市の景観特性）	14
4 景観形成の課題	18
第3章 景観計画の区域.....	20
1 景観計画の対象範囲	20
2 景観計画区域の区分	20
第4章 景観形成の基本方針.....	23
1 目指すべき将来の景観像	23
2 良好な景観の形成に関する方針	23

第5章 景観形成に関する事項..... 25

1 良好な景観形成に向けて	25
2 景観配慮事項	26
3 景観形成基準 ～良好な景観形成のための行為の制限～	29
4 色彩基準に関する事項	34
5 屋外広告物に関する事項	36
6 景観重要建造物の指定の方針	39
7 景観重要樹木の指定の方針	40
8 景観重要公共施設に関する事項	41
9 景観農業振興地域整備計画に関する事項	41
10 自然公園法の許可の基準	41

第6章 景観づくり推進地区と景観資産..... 42

第7章 景観形成の推進方策等..... 45

1 計画実現に向けた役割	45
2 景観形成の推進に向けた取組みイメージ	46
おわりに	48

第1章 景観計画の策定

1 「景観（けいかん）」って？

—「あなた」が「観る」ことで、「景色」は「景観」になる

私たちの日常の暮らしは、歴史や風土、文化や伝統、技術や制度など、これまで大館に関わった全ての人々の営みの上に成り立っています。

これらは目に見えるものだけではなく、音や香り、地域の食など、五感を刺激しながら「大館だなあ」と思える雰囲気醸し出しています。

一方、様々な情報が容易に得られる現代、大都市での利便性の高い生活や魅力的な余暇の過ごし方などが輝いて見え、「大館には何もない」と揶揄されることもあります。

あなたが「見て」いる大館の「風景」や「景色」を、頭や心を使って「観る」ことで、もう一度、大館を見つめなおしてみませんか。

すると、大館にも、あなたが“好きな景観”や“少し気になる景観”、“大切な人との思い出の景観”、“大館に帰ってきたと思える懐かしい景観”などが、点在しているはずです。

何気ない大館の「風景」や「景色」を、あなたが「観る」ことや、私たちが手を加えることで、愛着や誇りが感じられる大館の「景観」を育てていきましょう。

2 なぜ「景観計画」をつくることにしたの？（背景と目的）

—「大館だなあ」という「景観」を未来へ繋ぎたいから

「景観法」とは、「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」により、2004（平成16）年に定められた、わが国初の景観に関する総合的な法律です。

これにより、地方自治体が独自に進めてきた景観に関する取組みを、「景観法」に基づいて行うことができるようになりました。

また、「景観計画」とは、景観法第8条に基づく法定計画で、地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観等の保全・形成を図るため、対象とする景観計画区域、景観形成に関する方針、景観形成の基準等を定め、景観に関する指針となるものです。

大館市（以下、「本市」という。）では、2017（平成29）年に「大館市歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」という。）」を策定し、先人から引き継いできた歴史的風致や地域固有の文化を後世に伝えながら、市民が本市での暮らしに誇りと喜びを持てるまちづくりを進めてきました。

本市の景観は、自然の造形や歴史・文化など、これまでの人々の営みや今を生きる私たちの生活と密接に関わり、私たちの思いや記憶を伴います。しかしこれらの特別な景観は、何もしなければ廃れてしまい、やがて私たちの記憶から薄れてしまいます。

「歴まち計画」の流れを受けて、「大館だなあ」と思える「景観」を守り、本市に関わる全ての方々の手で未来へ繋いでいくための計画が「大館市景観計画」です。

3 どんな役割があるの？（計画の位置づけ）

— 「～するな」よりも「～していこう」と皆で創るための計画

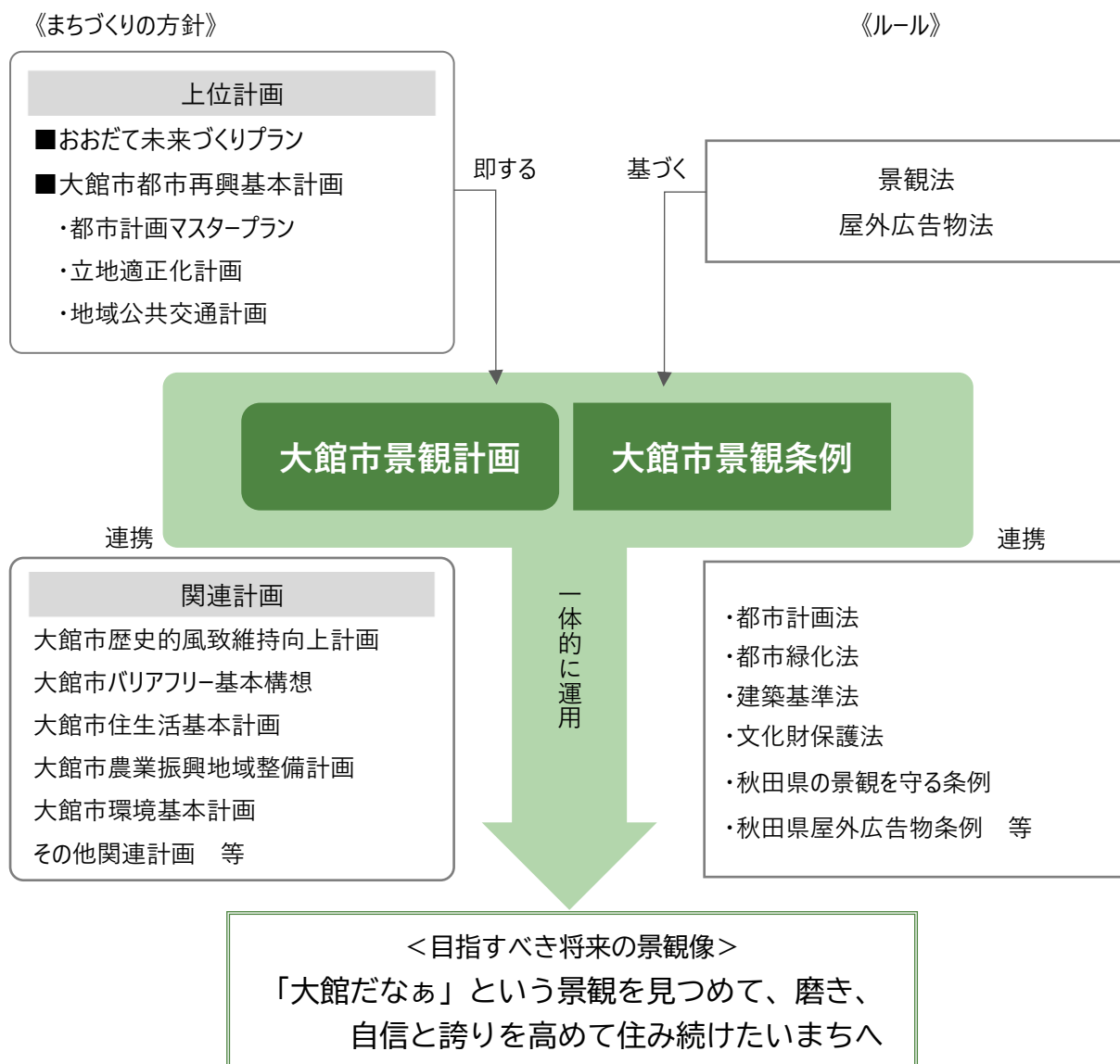
「景観計画」は、まちづくりの最上位方針である「おおだて未来づくりプラン（総合計画）」、まちをどのように形づくるかといった計画（大館市都市再興基本計画）等の上位計画に即して、策定します。

景観づくりのためのルールである「大館市景観条例」と、何を目指しどのように取組みを進めるかをまとめた「景観計画」は、本市の景観づくりの両輪となります。

しかし、景観づくりには、多くの人が関わることが必要であり、長い年月がかかります。

本市の「景観計画」は、「～するな」という禁止や規制に重きをおくのではなく、大館の未来に繋げたい景観像の実現に向け、皆で「～していこう」という前向きで、創造を楽しく続けられるものを目指します。

景観行政団体＝大館市が策定



大館市景観計画の位置づけ

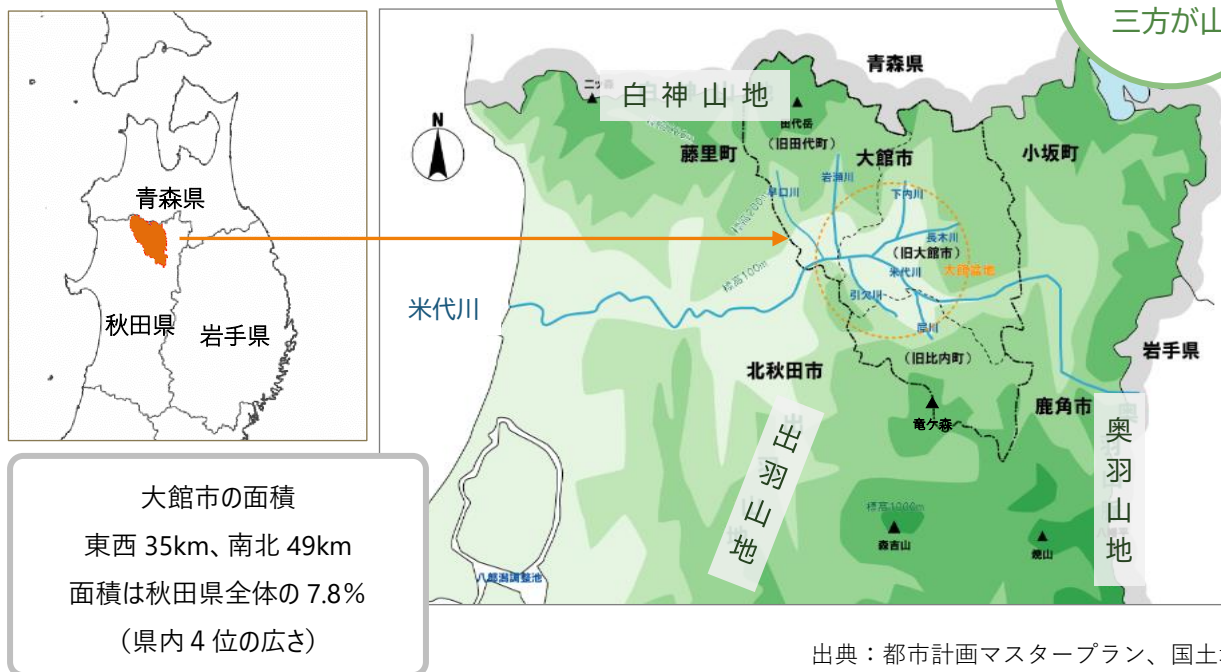
第2章 景観にまつわる概況と課題

1 大館市はどんなところ？

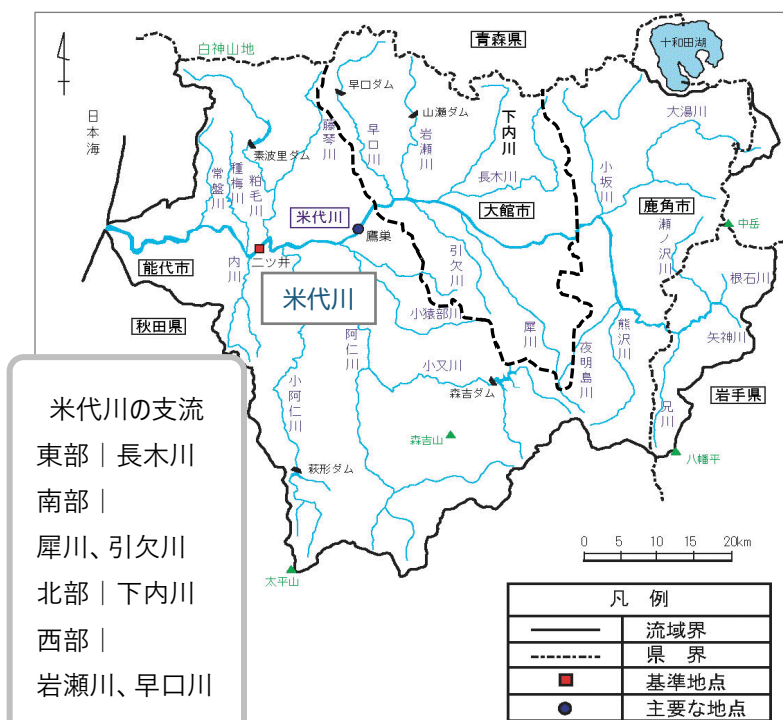
(1) 自然環境の特徴

大館市は秋田県の北部にあり、北側は青森県と接しています。
三方向が山々に囲まれ、米代川の中流域に位置します。

一級河川の
中流域
三方が山



大館市位置図

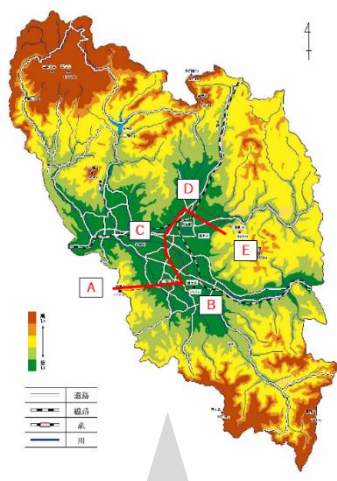


全長 136km の米代川は、花輪盆地、大館盆地、鷹巣盆地を形成しながら、能代平野を経て日本海に注いでいます。

米代川支流の上流部は原生林のブナ林をはじめ、秋田杉などの森林資源豊かな地域です。

豊かな
水源と
森林資源

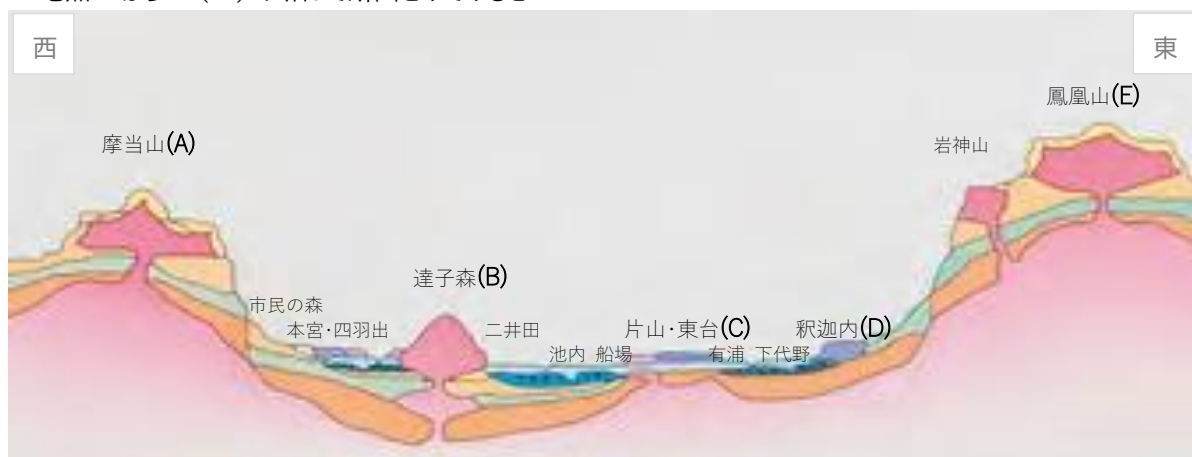
米代川水系流域図



盆地の形状を模式的にみると、AとE東西の端が高く、BからDにかけての中間が低い地形となっています。B、Cに水田地帯が広がり、C、Dに市街地が開けています。Eが最も高く、山頂から市街地を一望できます。

A	摩当山	444m
B	達子森	207m
C	片山・東台	約 70m
D	釈迦内	約 70m
E	鳳凰山	521m

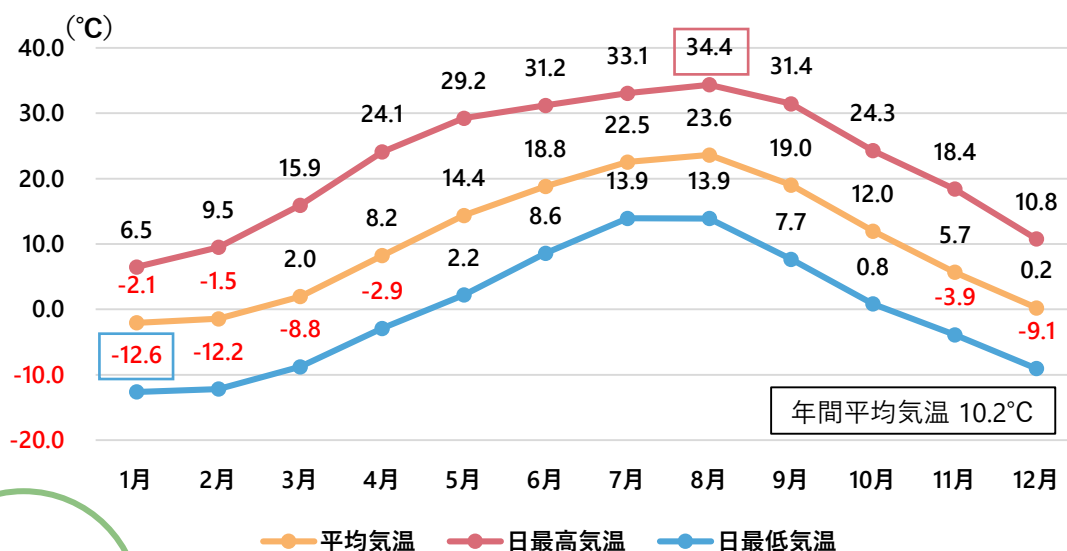
地点 A から E (—) に沿って断面をみてみると・・・



資料：小学校社会科副読本、大館郷土博物館

大館盆地の地質・地形の模式図

内陸部に位置し、年間の気温差が大きい「内陸性盆地型」気候です。県平均と比較して1月、2月の月平均気温が低く、夏季になると「やませ」の影響を受けて低温になることがあります。



内陸性気候
気温差大

資料：気象庁

月別平均気温・日最高気温・日最低気温(H3～R2)

(2) 産業の特徴

本市の産業は、米代川の豊かな恵みを享受し、古くから農林業が栄え、近年では医療機器・医薬品製造やリサイクル産業など、第3次産業の就業者が増えています。

豊かな自然環境・地域資源が、本市の経済や産業の発展に大きく寄与しています。

豊かな
地域資源
と産業

米 | 稲作を中心とした農業

畑作物 | 枝豆、とんぶり、ネギ、山の芋、アスパラガス

果樹 | りんご、和なし

畜産 | 比内地鶏

工業 | 木材・木製品

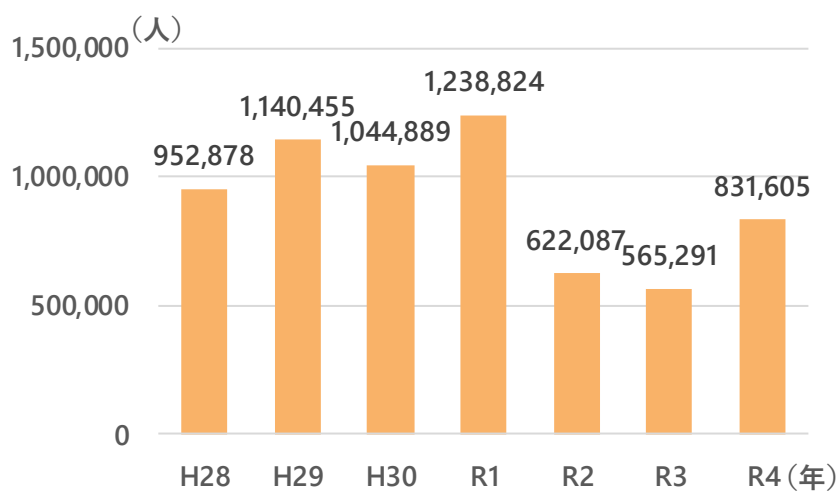


天然秋田杉からつくられる大館曲げわっぱ



市内に広がる田園風景

本市の入込観光客数は、きりたんぽまつりの開催場所をニプロハチ公ドームに移したことや、2019（令和元）年に開業した秋田犬の里、ONSEN（温泉）とその土地の食文化に触れることを目的とした ONSEN・ガストロノミーツーリズムの開催など地域資源の新たな発信により、コロナ禍では減少したものの、外国客を含めて増加傾向となっています。



観光に
景観資源
を活かす

資料：大館市観光課

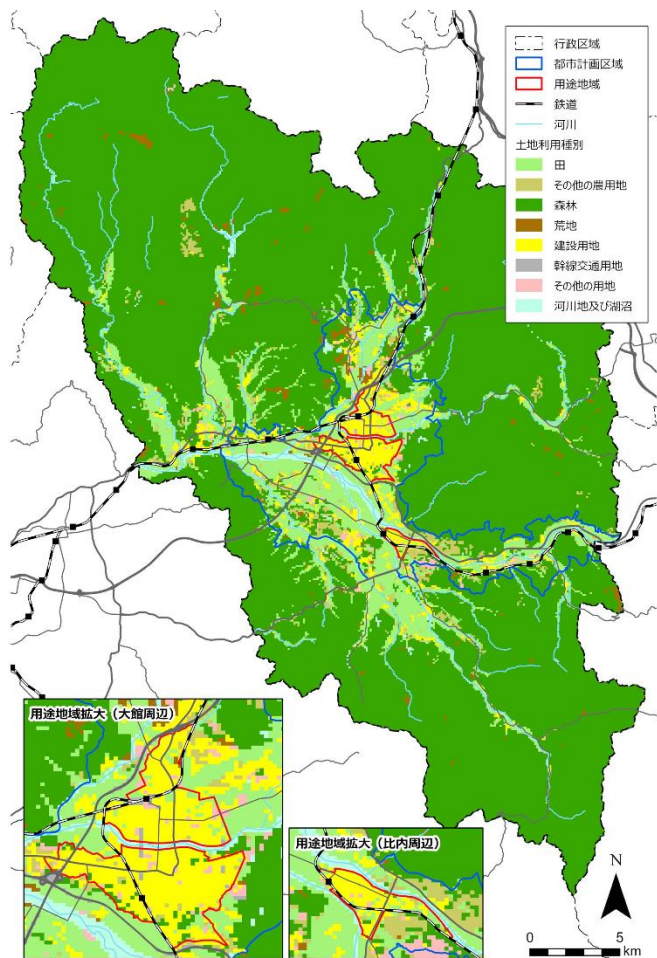
入込観光客数の推移

(3) 土地利用の状況

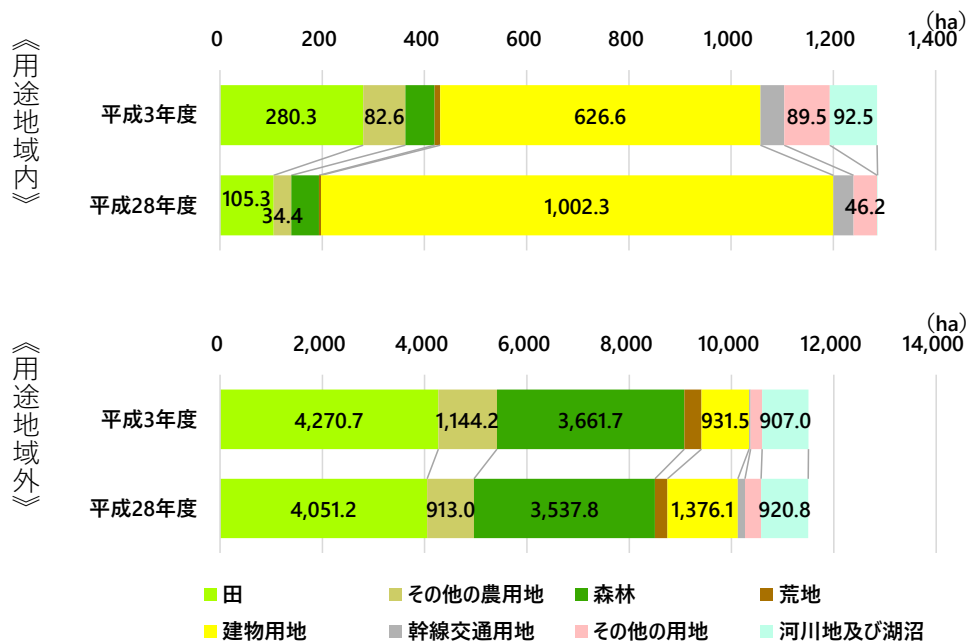
1991（平成3）年からの25年間で、田やその他の農用地は、現在の用途地域内では4割程度、用途地域外では8～9割程度に減少しました。

建物用地は、現在の用途地域内では約1.6倍、用途地域外では約1.5倍に増加しています。

建物用地
1.5倍に
増加



土地利用現況 2016（平成28）年

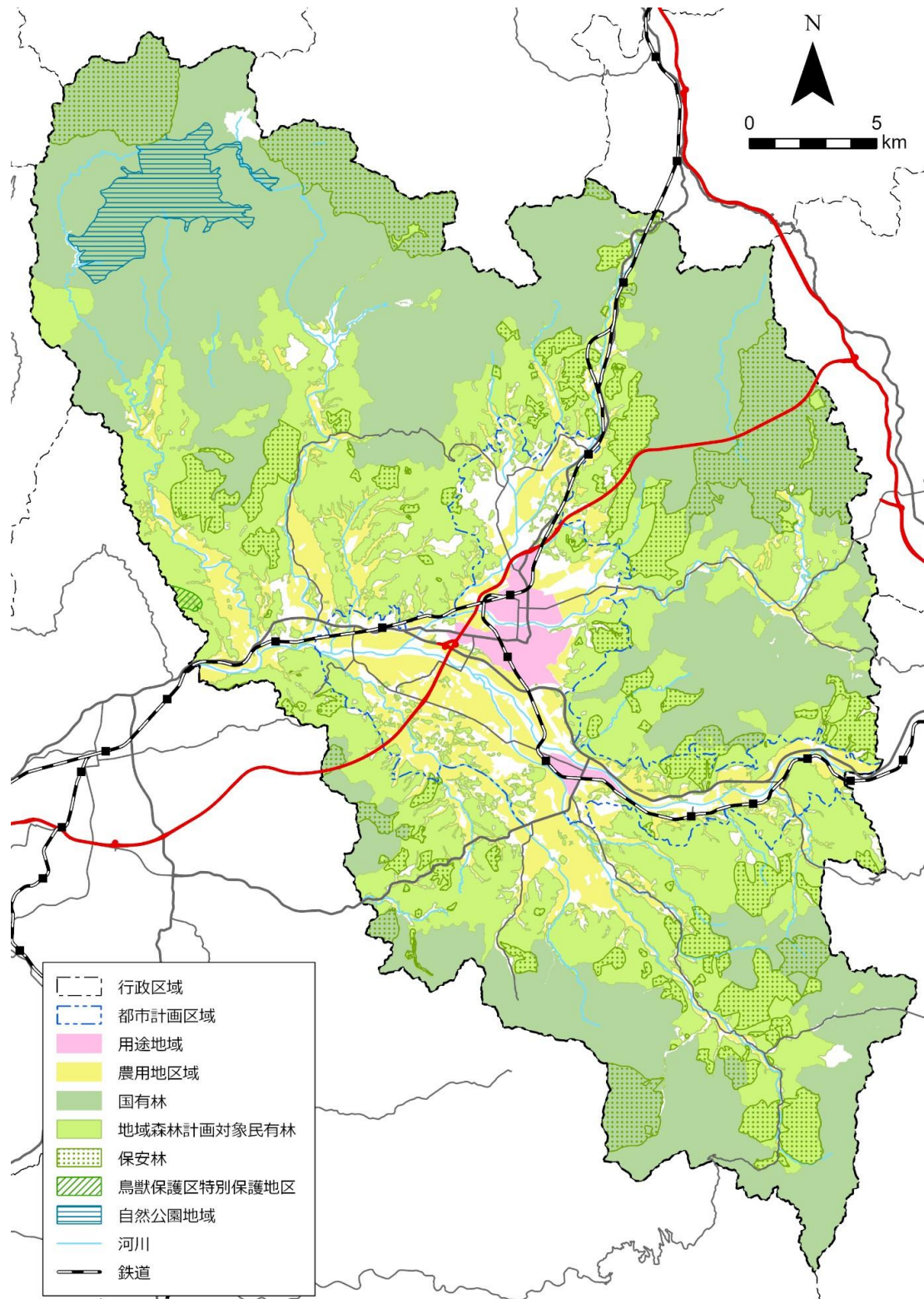


資料：国土数値情報ダウンロードサービス(国土交通省)

土地利用面積の推移

(4) 土地利用規制状況

本市では、都市計画区域や用途地域、農用地区域、国有林、保安林、鳥獣保護区特別保護地区、自然公園地域、河川地域など、既に多様な法律による規制が設けられており、各土地利用の保全と開発が規定されていることから、これらを遵守した景観形成を推進します。



資料：国土数値情報ダウンロードサービス(国土交通省)

土地利用規制状況

(5) 地域に根差した産業と繰り返す復興の歴史

原始時代

ト和田山噴火

旧石器時代

本市で人々が生活を営んでいたことを確認できる最も古い痕跡は約2万年前の後期旧石器時代のものです。米代川中・上流域に位置する松木高館平遺跡で発見されたナイフ形の石器で、今から2万7千年～2万3千年前のものとみられます。

古代

正史に登場
奥州藤原氏との縁

平安時代

元慶2(878)年、朝廷の苛政に対し民衆が蜂起し官軍を退けました。この元慶の乱の記録により、上津野(鹿角)、火内(大館・比内地域)、楢瀬(鷹巣・阿仁)など大館地方が初めて正史(国の歴史書)に登場します。

ト後三年の役
ト前九年の役

その後、藤原清衡が平泉に移り奥州藤原氏となり、大館地方は河田氏の支配を受けつつ「比内郡」として藤原氏の支配に組み込まれました。

河田次郎の本拠地は二井田にあったと考えられており、贅の里という地名や、錦神社(二井田)などは、奥州藤原氏と縁がある地として語り継がれています。

中世

比内
浅利氏の開墾

戦国時代

16世紀初め、浅利則頼が甲斐の国から比内地方に移り城館を拠点に開墾開発を進めこの地方に近世の礎を築きました。十狐城(比内町独鈷)や独鈷囃子など浅利氏ゆかりの歴史的風致が今も大切に保存されています。

近世

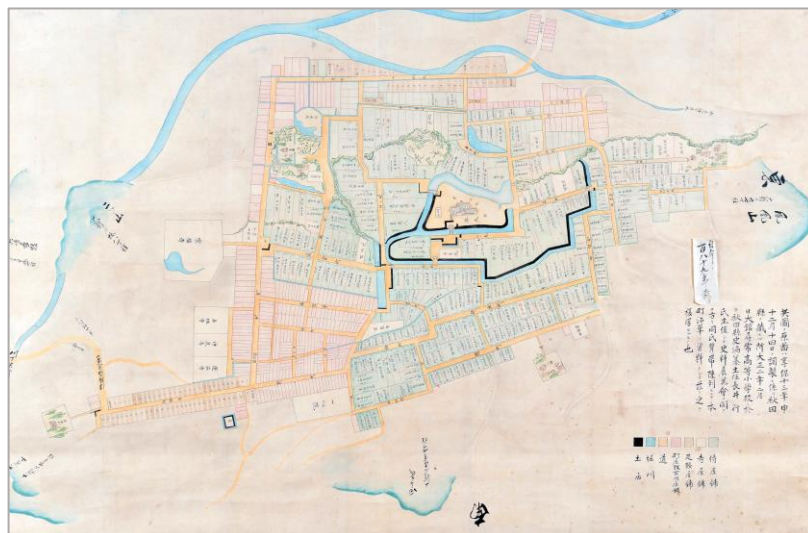
ト関ヶ原の戦い

江戸時代

関ヶ原の戦いの後、慶長7(1602)年に常陸(茨城県)の佐竹義宣が国替で秋田に入り、義宣の従弟にあたる小場義成も秋田に移りました。義成は慶長13(1608)年に大館に入城し、慶長15(1610)年に大館城代に任命されました。以降11代260年間にわたり大館を治めました(久保田藩)。

ト佐竹氏大館入城

小場・佐竹氏
学と産業振興



享保13年(1728) 大館城下絵図 [大館市立中央図書館蔵]

近世

重なる大火 町割りと再建

大館城は、寛永 17 (1640) 年の大火で全焼し、再建されたものの延宝 3 (1675) 年に再び大火で全焼した後、再々建され、城下町は、侍屋敷 (内町) と町人町 (外町) の二つに分けられました。

大町を商業活動の中心に定め、町割りと屋敷割をし、商人たちが移されました。鍛冶町や大工町には鍛冶・大工などの職人が集められ、これまで森林や畑であったところに新町が作られました。大館の手工業の多くはこの頃からの伝統工芸です。

近代

└鳥羽伏見の戦い
└戊辰戦争

戊辰戦争の戦火 町の消失

明治時代

戊辰戦争が始まると東北の諸藩は奥羽越列藩同盟を結びましたが、久保田藩は新政府軍からの参加要請を受け入れ、列藩同盟と戦うことになりました。

大館地方も戦場となり、大館城は炎上して落城、敗走する大館軍は町にも火を放ちました。十二所、大館、二井田、扇田は多くの家々が灰になりました。

└明治維新

明治維新により、明治 4 (1871) 年に久保田藩は秋田県となり、戦災からの復興と産業振興に取り組みました。明治 17 (1884) 年には大館町役場が現在の市役所の向かいに新築されました。

秋田県・大館誕生 新産業と近代化

明治 18 (1885) 年、花岡鉦山の開発が開始され、小坂鉦山の支山となり、新鉦床の発見などにより、花岡町は鉦山町として発展しました。鉦石輸送専用の鉄道が開業するなど、国内屈指の鉦山として平成まで操業を続けることになります。

また、久保田藩以来の山林を生かし林業の振興を図りました。林道を整備し、木材の運搬とともに製材業も活発化しました。

その後、郵便取扱所の開設、電信線の架設、洋式ランプや電灯が始まり、鉄道が敷設されました。また、近代教育や感恩講の活動、公立病院の設立など、文明が開化していきます。

現代

└第二次世界大戦
└終戦

大館市誕生 4度の大火と復興

昭和時代

昭和 20 (1945) 年の終戦後、建設・製造業などの第 2 次産業や、卸売、小売業、サービス業などの第 3 次産業の就業人口が増加しました。また、古くから周辺の町村の中心地として、物資や人の交流が行われ、江戸時代の記録にある商人や職人の住む「外町九町」と称したところが現在の商店街として続いています。

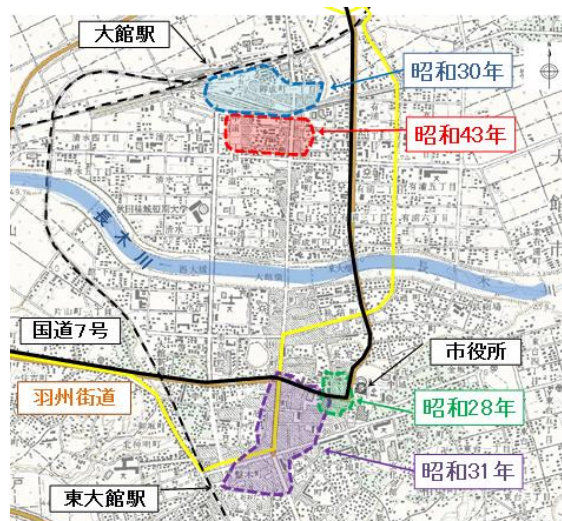
本市の市政施行は昭和 26 (1951) 年、その後現在まで 4 度の大火に見舞われました。大火により古い町並みや色々な記録などは失われてしまいましたが、市民とともに道路幅員の拡幅や土地区画整理事業、防火水槽の増設、消火栓の設置といった整備を行い、復興してきたのです。

(6) 都市の発展

前節で本市の復興の歴史、藩政時代から続く産業の歴史を振り返りました。ここでは、本市がどのように都市として発展＝都市機能を充実させてきたかを見ていきましょう。

「都市機能」とは、電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、および商業、教育、観光の場としての機能などのことです。

本市では、藩政時代からの城下に位置する4度の大火から復興したまちが現在も市の中心です。



昭和28年以降の大火の場所

昭和時代、日本全国と同様、本市においても道路網の整備や工業団地の造成が進み、まちの郊外拡散が起きました。新たな工業系企業の進出とともに農林業従事者が減少し、第1次産業から第2次・第3次産業への転換が進みます。

1990年代は大学の開校等、教育機能が充実しました。2000年頃は空港の開港や日本海沿岸東北自動車道開通など交通機能の充実により生活圏が大きく拡大します。交通機能の充実は観光振興の機運をもたらしました。

近年、秋田犬の里は大館駅周辺の新たな観光施設として整備され、大館駅新駅舎とともに観光拠点として活用を図っています。市役所の新庁舎は桂城公園に隣接する位置に国登録有形文化財の桜櫓館と並ぶ形で整備され、本市の景観づくりの象徴的なエリアになることが期待されています。

年代	まちの動き	産業	交通
S26 (1951)	● 大館市・市政施行		
S40 年代	● 都市計画の推進 ● 住宅の郊外拡散	● 工業団地の造成	● 道路網の整備
S50 年代		● 医療機器・精密機械等、 新企業の創業 ● 農林業従事者の減少	
H6 (1994)		● 全銅山の閉山	
H5 (1993)	● 秋田職業能力開発短期 大学校開校		
H8 (1996)	● 秋田看護福祉大学開校		
H10 (1998)			● 大館能代空港開港
H25 (2013)	● 生活圏の拡大		● 日本海沿岸東北自動車 道開通
R1 (2019)		● 秋田犬の里整備	
R3 (2021)	● 市役所新庁舎完成		
R5 (2023)			● 大館駅新駅舎開業

S=昭和 H=平成 R=令和

(7) 歴史・産業・くらしと結びついた文化

本市の指定文化財は、令和 7（2025）年 3 月末現在、合計 71 件で（国指定 8 件、県指定 19 件、市指定 44 件）、登録有形文化財は 2 件あります。

大館八幡神社は、初代大館城代小場義成が大館城の守護神として城内に祀っていたもので、小規模ですが県内では数少ない 17 世紀の神社建築として貴重です。山田獅子踊りは佐竹氏（小場義成）が大館城に入部の際に披露され、一時休止したものの今に続く民俗芸能です。“佐竹のお殿様”との心の近さが本市の文化を形づくっている一面が垣間見えます。

文化財の指定状況

部門	種別	国指定	県指定	市指定	合計	国登録
有形文化財	建造物	1	2	1	4	1
	絵画	－	1	7	8	－
	彫刻	－	－	8	8	－
	工芸品	－	6	7	13	－
	書跡・典籍	－	2	4	6	－
	考古資料	－	2	2	4	－
	歴史資料	－	1	－	1	－
無形民俗文化財	民俗芸能	－	1	5	6	1
史跡名勝天然記念物	史跡	－	3	8	11	－
	天然記念物	6	1	2	9	－
	名勝	1	－	－	1	－
合計		8	19	44	71	2

資料：大館市 HP、令和 7 年 3 月



国指定：大館八幡神社



市指定：武家門



市指定：代野番楽

国指定文化財・天然記念物のうち日本三大美味鶏として名高い「比内地鶏」は食用のほか装飾品として用いられた歴史があり、現代も当地を代表するブランドとして市場に流通しています。マタギ犬（山岳狩猟犬）にルーツを持つ「秋田犬」は、日本犬としては初めて、天然記念物として国の指定を受けました。

藩政時代から続く手工業・天然秋田杉を用いた「大館曲げわっぱ」、マタギや農家の風習に起源を持つとされる地元食材を使った「きりたんぽ」等、大館特有の文化は市井の人々のくらしの中で途絶えることなく受け継がれています。

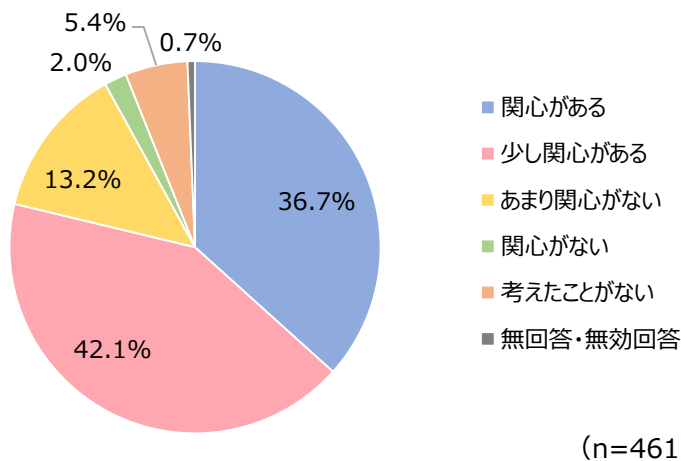


天然記念物の指定を受ける
「秋田犬」

2 市民は「景観」をどんなふうに見ている？（市民意向の把握）

景観まちづくりアンケートの主な意見を以下に示します。

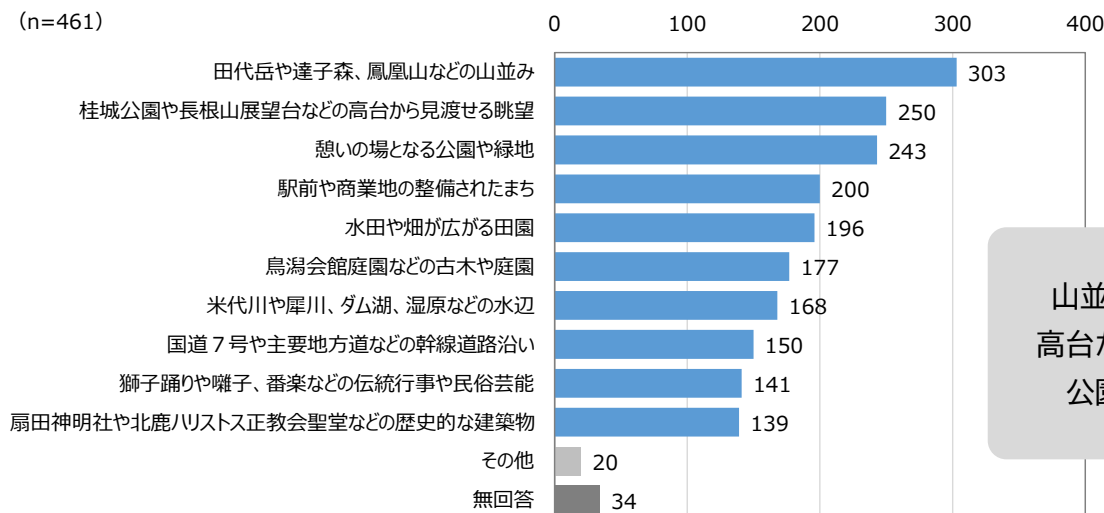
（１）景観に関心はある？



8割は何らかの
関心がある

（２）大切にしたい景観は？

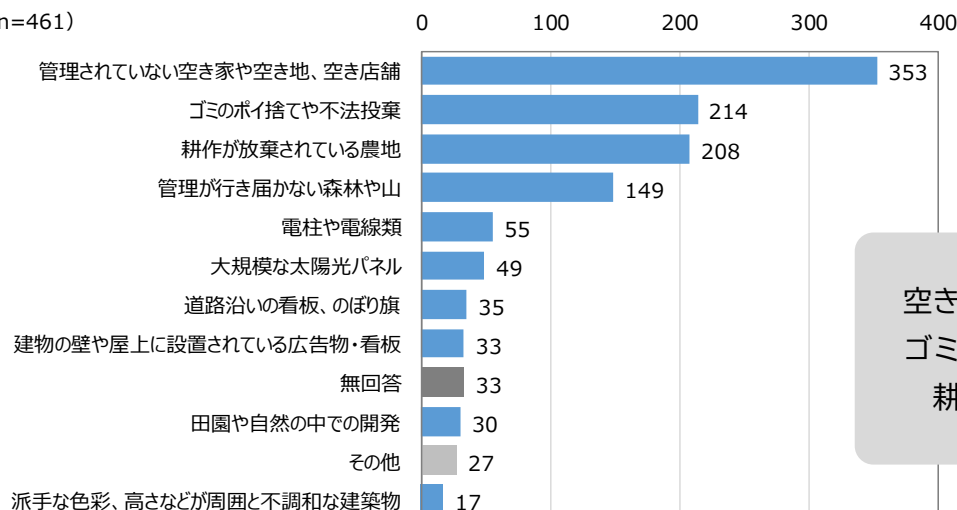
(n=461)



山並みの景観
高台からの眺望
公園や緑地

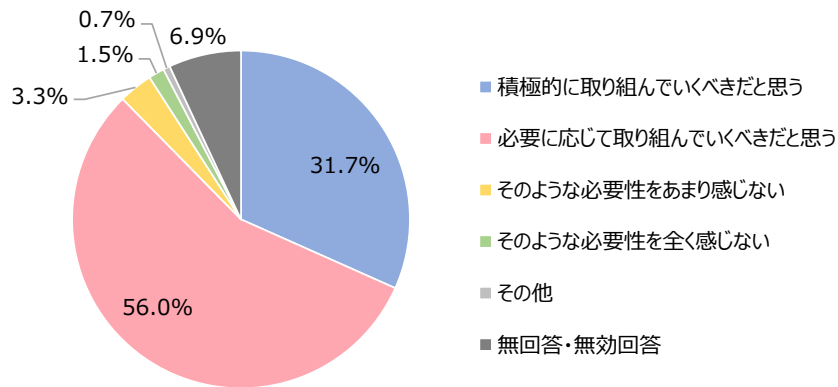
（３）景観を損ねていると思う要因は？

(n=461)



空き地・空き家
ゴミ・不法投棄
耕作放棄地

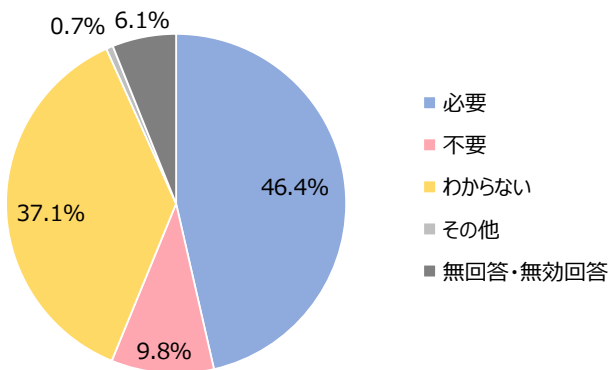
(4) 景観づくりに取組むべき？



(n=461)

9割が取組む必要性を感じている

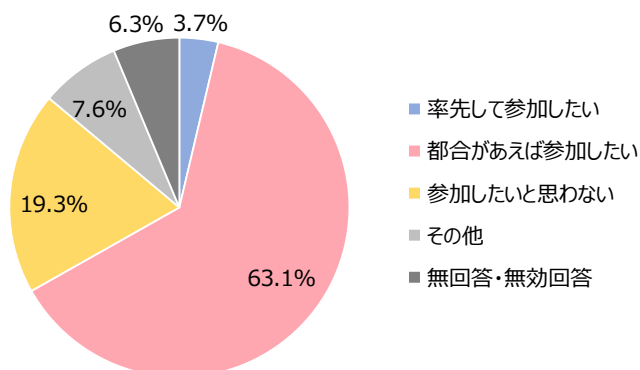
(5) 景観づくりのルールは必要？



(n=461)

必要は半数弱
わからないが4割

(6) 景観づくりの取組みへ参加したい？



(n=461)

7割が何らかの
参加意向がある

約8割の市民は「景観」に関心があり、「景観づくり」に取り組むべきと捉えることができます。景観づくりのルールについては今後話し合いを深めていく必要があります。景観の阻害要因として空き地・空き家、投棄など「人の営み」と管理に絡む事があげられます。

3 大館だなぁという景観とは？（市の景観特性）

本市の基礎情報及び市民アンケートの結果を踏まえ、自然の景観、歴史的風致の景観、産業の景観、まちづくり・まち育ての景観などの視点から現時点の主な景観特性を整理しました。

（１）自然の景観特性

三方を山々に囲まれ、米代川と長木川流域に開ける大館盆地

市内からの景観

北西側に白神山地の田代岳や十ノ瀬山など、南側に達子森、竜ヶ森、森吉山、東側には鳳凰山と、三方を囲む山々の景観。

水辺からの景観

市内を流れる米代川や長木川と数々の支流、水辺からの景観。上流部には、原生林のブナ林をはじめ、秋田杉などの豊かな森林の景観。



長木川から望む鳳凰山

文化財としての自然資源

天然記念物として価値を認められた景観

国の文化財として天然記念物に指定されている長走風穴高山植物群落や芝谷地湿原植物群落、二ホンザリガニ生息地等の景観。

民俗的な景観

田代岳の高層湿原には神聖視される池塘がある。半夏生の前日、池塘で作占いの神事を行う習わしがあり、県外からも参拝者が訪れる。



田代岳の池塘

はっきりした四季を彩る樹木

色彩豊かな四季

内陸性盆地型の気候がもたらす四季により異なる景観。

市民活動と樹木

桂城公園や岩神ふれあいの森、長木川堤防などの桜、多様な樹木が見られる語らいの森等、市民の手で樹木管理や保全が行われている。

市の天然記念物に指定されている出川の欒や御神木の欒・イチイ。矢立峠の天然秋田杉を通じた景観教室。



秋の出川の欒

これらの景観を楽しむ視点場として桂城公園や長根山展望台、達子森などの山や高台があり、市街地や山並みを望むことができます。

阻害要因

▼民有林の管理不足や放置林、皆伐等

(2) 歴史的風致の景観特性

守り伝える歴史的景観

「歴まち計画」による活動

「歴まち計画」により「景観十年、風景百年、風土千年」を見据えた取り組みを進めている。「歴まち計画」を契機として、大館歴史的建造物研究会による歴史的建造物の調査が進められている。

歴史的風致

本市の維持向上すべき歴史的風致として、旧大館市、旧比内町、旧田代町にかかる6つを選定し、重点区域として「大館城下の町割りに残る歴史的風致」を設定し、修景整備等の各種施策を展開している。

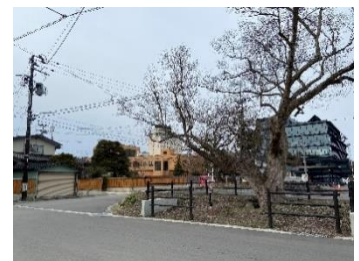


修景整備された桜櫓館

戊辰戦争や大火からの復興

歴史の経過を積み重ねた景観

明治元年・戊辰戦争時の旧城下の消失、昭和の4度の大火を経て、大館市の現中心市街地は大火からの復興事業により形成された。しかし、城下町特有の鉤型の道、配置された寺社の位置、鉄砲場や鍛冶町などが地名として今も残っている。



城下町特有の鉤型の修景

人の営みが醸成する風致

大館神明社例祭

大町通りを中心に毎年9月二日間にわたって執り行われる本市の代表的な秋祭り。御神輿巡行と、各講自慢の山車を曳く。山車の上で披露される「大館囃子」が各講に共通した伝統芸能として継承されている。



大館神明社例祭余興奉納行事

扇田神明社をめぐる風致

扇田神明社の例祭では、佐竹氏宗家ゆかりの神輿とともに数百年前から受け継がれる様子を各町内や地域内で共有している。冬の終わりと春の訪れを実感する行事であり、戊辰戦争後に建てられた寺社や商家、古民家と共に地域の人々の営みの継続性と一体感を醸成する場となっている。



戊辰戦争の激戦地 扇田神明社

獅子踊り、番楽、囃子

豊年豊作・無病息災の祈念や、先祖の鎮魂供養に奉納された獅子踊り、旅芸人がお世話になったお礼に伝授した番楽、京都の祇園囃子の流れをくむと伝えられる囃子などが民俗芸能として伝えられ、それぞれが保存会を結成し、伝承している。



保存会が伝承する山田獅子踊り

本市では、歴史的風致や伝統芸能を大切にしまちづくり・まち育てに取り組んでおり、これらの保全と継承が期待されています。

阻害要因

- ▼建物の老朽化、空き家・空き地・空き店舗等
- ▼管理者の不在による管理不全
- ▼電線類や電柱等

(3) 産業の景観特性

米代川の豊かな水資源に恵まれた稲作、多彩な農産物の生産

稲作の景観

米代川流域の稲作を中心とした農業の営みが作る景観。

多彩な畑作物の景観

畑のキャベツと言われるとんぶり、枝豆、ネギ、山の芋、アスパラガスなど畑の景観。りんごや和なしなど果樹の景観。

畜産の景観

第三期古層腐植土で形成されるミネラル分が多い土壌が生んだ日本三大美味鶏として名高い比内地鶏にまつわる光景。



比内地域で見られるとんぶり

天然秋田杉による「大館曲げわっぱ」

手工業が育てる景観

藩政時代に城主佐竹西家が、領内の豊富な天然杉（矢立峠周辺）に着目し「曲げわっぱ」づくりを内職として奨励し、普及発展した。

近年、曲げわっぱに使える良質の植林秋田杉を育てようと「曲げわっぱの森」づくりが広がっている。地元子ども達に伝統文化を伝えるため、子ども達自身が曲げわっぱの器を作り使用する取組みも広がっている。



大館曲げわっぱ

主要産業であった鉱業関連技術の継承

鉱山の賑わいを伝える景観

昭和40年後半から平成6年まで鉱業が主要産業であった。花岡や釈迦内地区では桜並木やかつての賑わいを彷彿させる新開地の料亭などが残る。

現在へつながる景観

鉱山関連技術は資源リサイクル産業等で活用、継承されている。

小坂鉄道の廃止後、鉄軌道が新たな観光資源として活用されている。



小坂鉄道廃線を活かした
レールバイク

本市では、大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道の開通を契機として、インバウンド観光を見込み、これらの景観資源を観光業へ活用することが期待されています。

阻害要因

- ▼農地面積の減少
- ▼耕作放棄地の増加、雑草の繁茂、ごみや廃棄物等の投棄等
- ▼里山の管理不全
- ▼耕作放棄地などを利用した大規模な太陽光発電施設の設置等

(4) まちづくり・まち育ての景観特性

市庁舎と調和を図り整備予定の桂城公園

一体的な町並みの魅力向上

大館城本丸跡の桂城公園において、市庁舎の改築や駐車場整備、桜櫓館の修景整備等と併せ、城址公園に相応しい景観形成が進められている。大館城下町に残る歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史的建造物を守り、その周辺の良好な環境と景観を一体的に形成することを目指す。



新庁舎と桂城公園

中心市街地・市民と検討を重ねたまちづくり・まち育て

御成町の住民と育てる景観

御成町では、秋田犬の里や大館駅の駅舎及び周辺整備、民間施設のリニューアル、空き店舗を活かしたリノベーション事業など、官民連携によるまちづくり・まち育てが展開されている。住民の提言により歩道の舗装デザインや街路樹の整備、維持管理のあり方などが位置づけられ、大館駅まで連続性が感じられる町並みが形成されている。



御成町南地区の町並み

市内各地の市民によるまちづくり・まち育て活動

地域団体等による多様なまちづくり活動

NPO 法人大館・小坂鉄道レールバイクによる小坂鉄道の廃線後の活用、釈迦内サンフラワープロジェクト、あじさいレールロードなどの活動が行われている。



市民が育む十ノ瀬藤の郷

日常風景を景観に育てた活動

田代地域では、十ノ瀬藤の郷が地域住民や有志により管理・運営され、美しい田園風景として脚光を浴びている。

食の地域資源を活かす活動

きりたんぽをテーマとした、本場大館きりたんぽまつりを開催している。3日間で10万人強の来場者が集まるイベントであると共に、市民意識の醸成や6次産業化へとつながっている。



本場大館きりたんぽまつり

本市では、市民の心のよりどころとなる桂城公園や中心市街地、地域資源を活かした官民連携によるまちづくり・まち育て活動が行われており、市民の愛着や誇りの醸成が期待されています。

阻害要因

- ▼建物の老朽化、空き家・空き地・空き店舗等
- ▼電線類や電柱等
- ▼派手な色彩や老朽化した広告物
- ▼まちづくりやまち育て活動に関わる構成員の高齢化や減少

4 景観形成の課題

ここまでの内容を踏まえ、本市における景観形成の課題を以下のように整理します。

(1) 地域特性に応じた景観資源の保全と活用

本市には「四季折々の自然景観」「地域住民の手で継承される歴史的風致の景観」「地域資源を活かした産業の景観」「戦火や大火からの復興を目指したまちづくり・まち育てによる景観」があります。これらを次世代に繋いでいくために、良い景観を市民一人ひとりが評価すること、地域特性に応じた持続的な景観資源の保全と活用が求められます。

田代岳や鳳凰山、桂城公園などの視点場や眺望の対象においては、「見え方」や「見られ方」を意識した景観形成の取組みが求められます。

(2) 空き地・空き家、歴史的建造物等への対応

歴史的建造物 1 軒だけが美しくても、樹齢を重ねた木 1 本だけが見事でも、美しい景観にはなりません。まわりの風景と調和して初めて 1 つのまとまりのある眺め・景観が形成されます。

近年、全国的に空き家や空き地、空き店舗が増加し、建物倒壊の危険性はもちろん雑草の繁茂、ごみなどの投棄、沿道・沿線における町並みの連続性の欠如等が景観の阻害要因となっています。市民アンケートでも 76.6%の方が、これらが「景観を損ねている」と捉えています。

また歴史的な価値が高い建造物であっても所有者等の事情から解体する例も増えており、いかに維持保全していくかが課題です。

本市の景観形成を進めるうえで、空き家・空き地への対応、歴史的建造物の維持保全等への対応が急務になっています。

(3) 新たな懸念への対応

本市では、2021（令和 3）年にゼロカーボンシティを宣言し、太陽光発電の取組みを進めています。周辺では風力発電への取組みなどもあり、これらの施設は景観へ影響すると考えられます。

また少子高齢化や人口減少に伴い、耕作放棄地の増加、山とまちの間に広がる里山における野生動物との遭遇機会の増加など、新たな問題が見られます。

このような社会背景の変化に伴う懸念への対応は継続して求められることです。

(4) 市民・事業者・行政等の協働による景観づくり

本市では、桂城公園における城址公園にふさわしい景観形成や、大館駅周辺から御成町南地区における良好な景観づくりに向けた整備が進められています。これらの地域では、民間事業者によるリニューアル事業やリノベーションへの取組みが相乗効果を高めています。山林では曲げわっぱの森づくりや藤を活かした観光への展開が図られています。

それぞれの活動では、活動に関わるスタッフの高齢化や減少などによる担い手の確保や活動の継続に課題も見られます。

活動の継続を見据えた、市民・事業者・行政等の協働による景観づくりが求められます。

(5) 景観づくりに向けた基本的なルールの設定

本市では、景観づくりは必要だと思っけていても、具体的に何をしたらよいのか、どうすることが、「大館だなあと思える景観なのか」分からないという声が聞かれました。

景観づくりに向けた基本的な配慮事項や行動の指針となるルール設定が求められます。

第3章 景観計画の区域

1 景観計画の対象範囲

「大館だなぁ」という景観づくりを進め、良い景観によるまちづくりを目指す区域・景観計画区域を設定します。景観計画区域は、大館市全域です。

2 景観計画区域の区分

景観計画区域内（大館市内）では、3つのゾーン、2つの軸、その他のポイントに区分し、景観形成の方針を示します。

なお、都市計画として戦略的に取組みを進める「景観づくり推進地区」の設定は、景観要素の集積だけではなく、市民活動も見据えながら、今後の検討項目とします。

(1) 3つのゾーン

山並み・森林景観ゾーン (各種自然系規制)  山並みと大館樹海ドーム	・四季を通じ、大館盆地を抱く山並み・森林景観の適切な保全・管理を図る ・国道などの主要な道路、農地や河川敷などの見晴らしの良い場所から、山並みの眺望の確保を図る ・大館曲げわっぱなどに通ずる秋田杉の管理や保全を図る ・レクリエーションや観光等への活用を図る
田園景観ゾーン（農用地区域）  田園景観	・農業生産基盤としての良好な農地、多彩な農産物を生産する田園景観の保全・形成を図る ・耕作放棄地のあり方、田園景観の阻害要因の軽減を図る ・人と動物との生活圏の棲み分けなどに配慮した田園景観の形成を図る（里山視点）
市街地景観ゾーン（用途地域）  本市の顔となる市街地景観	・大館駅周辺、御成町、大町、扇田市街地周辺では、賑わいと風情に配慮した、本市の顔に相応しい商業地景観の形成を図る ・生け垣の設備や敷地内の緑化を図るなど、みどり豊かで落ち着いた住宅地景観の保全・形成を図る ・公園や河川緑地、街路樹など、街なかのみどりの保全や整備・充実に努め、四季を彩るみどりの景観形成を図る ・空き家・空き地・空き店舗における、庁内での横断的な対応を図る

(2) 2つの軸

水辺景観形成軸（河川区域）  長木川と鳳凰山	・河川や池塘などの水辺の視点場の保全・整備を図る ・水辺景観の保全や親水性を兼ね備えた水辺資源の活用を図る ・大雨などへの対応
沿道・沿線景観形成軸  国道沿道の状況	・町並みの連続性や背景となる市街地景観、田園景観に配慮した、沿道・沿線景観の形成を図る ・繁茂する雑草への対応、車窓からの風景への配慮などを図る ・沿道環境に配慮した街路樹の保全・整備による緑の豊かな景観の形成を図る ・屋外広告物の規制により、良好な沿道・沿線景観の形成を図る

(3) その他のポイント

○歴史・文化の景観（歴まち区域）  桂城公園の修景整備イメージ	・「歴まち計画」における大館城下の町割りや扇田神明社をめぐる歴史的風致を守り、歴史的町並みに配慮した景観形成を図る ・歴史的建造物を調査し、重要建造物の指定や適切な管理を検討する
○視点場  桂城公園からの眺望	・展望台など、見晴らしを楽しめる視点場の確保を図る ・一方、周りからの見え方にも配慮した景観形成を図る
○市民協働  市民が育む十ノ瀬藤の郷	・地域資源の磨き上げや地域課題の改善を目指した市民協働による景観づくりの継続や創出を図る



景観計画区域の区分

第4章 景観形成の基本方針

1 目指すべき将来の景観像

「大館だなぁ」という景観を見つめて、磨き、

自信と誇りを高めて住み続けたいまちへ

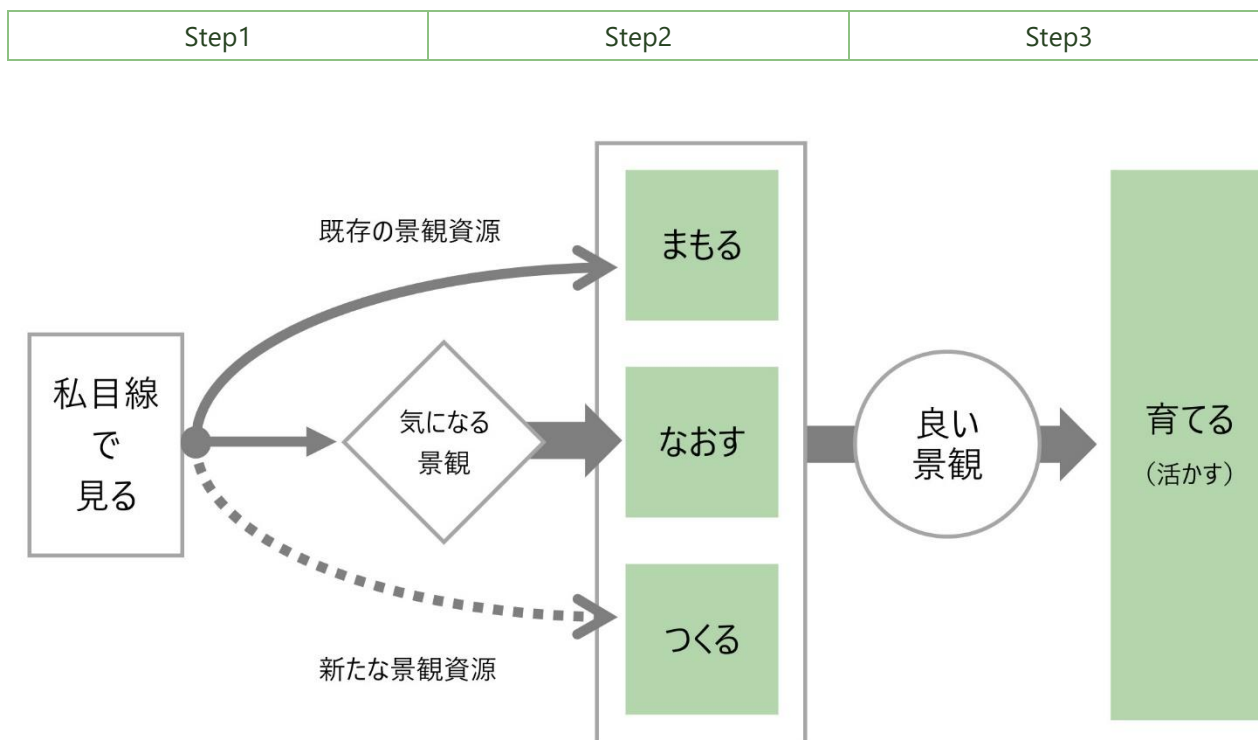
本市は「三方を山々に囲まれ、河川によって栄え」ており、「市内に広がる田園が育む地域資源」や「大館・比内・田代の歴史的風致」「官民連携で創り、育ててきた景観」が広がります。

これら『大館だなぁ』という景観を見つめ、磨き上げることで、大館に対する自信と誇りを高め、市民・事業者・行政の協働により、住み続けたい大館にするべく、景観づくりに取組みます。

2 良好な景観の形成に関する方針

景観形成の基本方針は「見る」から始まり、「まもる」「なおす」「つくる」「育てる」です。私目線で「見る」こと、さらに頭や心を使って「観る」ことで、景色は「景観」となり、「まもる」「なおす」「つくる」ことで「良い景観」になります。その良い景観をさらに「育てる」。

良好な景観の形成に向けて、繰り返し私目線で「見て」いきましょう。



Step 1

大館を私目線で見る

景観とは、ものの眺めを、ひとが感じることによって成立します。大館の景色、事柄、物事、人などについて、市民（私）が見つめ、それをどのように感じるかなど、景観への意識の萌芽を図ります。

- ✓ 「関心を持つ」：あなたにとって良いと思う景観、気になる景観とは？を意識する等
- ✓ 「景観の見方を知る」：景観教室、まち歩き、景観重要建造物・景観重要樹木の設定等

Step 2

大館の景観を「まもる」

田代岳や鳳凰山等の山並みの景観、秋田杉が茂る山林の景観、多くの河川や池塘群等の水辺の景観、復興により形成されてきた町並みの景観、市民の生活を支える田園の景観、文化・芸能等の歴史的風致の景観、眺望の景観等を保全します。

- ✓ 「良好な景観を守る」：山並み、山林、水辺、町並み、田園、歴史的風致、眺望を保全／太陽光発電や風力発電など新エネルギー施設へのルールづくり／山と里の緩衝帯の維持等
- ✓ 「良い景観、景観の育て方、先進事例を学ぶ」：講師による景観学習、まち歩き等

気になる景観を「なおす」

景観を阻害している、又は阻害するおそれがある気になる景観を、なおす意識を持ち、市民への理解を促しながら、改善を図るようにします。

- ✓ 「自分や地域となおす」：ごみのポイ捨て・廃棄物の投棄への対応、雑草の繁茂への対応等
- ✓ 「地域や行政となおす」：樹木の適切な剪定、根上がりによる舗装の修繕、眺望の改善／空き地・空き家・空き店舗への対応、建物の老朽化への対応等
- ✓ 「行政や民間企業となおす」：電線・電柱の地中化、歩道の舗装等

大館らしい景観を「つくる」

大館らしい建築、行政と市民等の協働により新しいコンテンツをつくります。

- ✓ 「景観配慮事項や景観形成基準にあった建物づくり」：景観形成方針や形成基準に合致した建築等
- ✓ 「公共施設等への対応」：景観重要公共施設、景観農業振興地域整備計画、屋外広告物等への対応等
- ✓ 「景観形成に向けた認定制度の創設」：景観資産の認定等

Step 3

景観を市民の手で「育てる（活かす）」

大館で、まもり・なおし・つくられた良い景観を、暮らし、レクリエーション、観光等に活かします。

- ✓ 「景観を活かす」：大館駅周辺のまちの顔づくり（合築駅舎、秋田犬の里）／歴史的風致の活用（桂城公園、扇田市街地を起点とした町並み景観の形成）等
- ✓ 「景観に関する多様な主体とのつながりを育てる」：まち・すまい協議会、歴まち協議会との連携等

第5章 景観形成に関する事項

1 良好な景観形成に向けて

本市の地域特性を生かした景観形成を進めるため、市民・事業者・行政が行う建築行為等に対して、配慮や工夫が求められます。

本市では、すべての建築行為等に対して、各主体が配慮を要する内容を「景観配慮事項」として設けます。

また、規定した規模以上の行為については、「景観配慮事項」に加えて、「景観形成基準」を設定し、さらに周辺への配慮を心掛けていただくものとします。

すべての建築行為等	届出が必要な建築行為等
景観配慮事項	景観配慮事項 + 景観形成基準

建築行為における景観配慮事項と景観形成基準

2 景観配慮事項

市民・事業者・行政が行うすべての建築行為等に対して、周辺への配慮を心掛けてほしい「景観配慮事項」を次のように設けます。

すべての建築行為等	届出が必要な建築行為等
景観配慮事項	景観配慮事項 ⊕ 景観形成基準

建築行為における景観配慮事項と景観形成基準

(1) 建築物・工作物

①土地利用に応じた基準＜共通事項＞

位置・配置	・周辺及び敷地内の建築物などと調和した配置とする。 ・道路境界線や隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間の確保に努める。 ・景観資源や景観重要建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。
規模・高さ	・周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。
形態・意匠・素材	・建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ・建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ・周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ・ベランダ、バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。 ・建築物への看板、広告塔などの設置はできるだけ避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し必要最小限にとどめるとともに、周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とするよう努める。 ・通りに面して壁面等を設置する場合は、周辺の景観に合わせて適度に壁面を区分した意匠・形態とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、対候性、耐色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。
色彩	・周辺の町並み、山並み、田園との調和に配慮する。 ・壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせに配慮する。 ・建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 ・工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。
敷地	・建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ・植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。
視点場からの眺望	・周辺の景観から突出した印象を与えない位置や規模とする。

その他	・自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。 ・河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。 ・既存の建築物は老朽化による破損など放置せず、できる限り適切な維持管理に努める。
-----	---

②太陽光発電設備＜個別事項＞

全体	・規模や地形に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるようにする。 ・主要な道路や公園等から見える場所、住宅地に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺の景観や住宅等への圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等による緩衝帯を設けて目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにする。 ・主要道路や住宅敷地等に隣接する場合は、太陽光パネルを境界から1 m以上後退させる。 ・文化財、景観資産、景観重要建造物や景観重要樹木などとの接近を避ける、もしくは、樹木等による緩衝帯を設ける。 ・稜線や斜面上部、高台等、周辺から見通せる場所は極力避け、やむを得ない場合は尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。 ・山の斜面に設置する場合は、太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在を軽減させるため、太陽光パネルの分散配置やパネル周辺での樹木の設置など、景観に配慮する。
色彩	・太陽光パネル、フレーム及び架台は、原則、低彩度の目立たない色彩とする。
意匠及び形態	・高さを抑え、周辺の景観になじまない著しく突出したものとししない。 ・低反射性又は防眩性があり、模様が目立たないものを使用する。
付帯設備	・パワーコンディショナーやキュービクル、フェンス等は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。
その他	・太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐなど維持管理に努める。 ・太陽光発電設備を廃止する際に適切な撤去・処分について計画を行うとともに、廃止の際は速やかに撤去を行い、現状復帰に努める。

③風力発電設備＜個別事項＞

位置・規模	・大規模な風力発電設備の設置は避けること。また、用途地域内（工業系は除く）には原則設置しない。 ・周辺の住宅等からなるべく距離をとった位置とすること。 ・地形を活かし、見え方を最小化する位置とする。 ・地形や背景の山並みなどの眺望に配慮し、稜線を超えることがない位置・規模とする。 ・地域の代表的な景観資源である寺社仏閣、天然記念物等の自然やシンボルとなる山等の景観に影響を与える位置は避ける。 ・主要な展望地からの眺望への影響を極力回避すること。やむを得ず設置する場合は、高さを極力低くする。
-------	--

色彩	・支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とする。 ・風力発電設備を複数設置する場合は、同色で統一する。
その他	・施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線の地中化に努める。 ・付帯設備は周辺環境と調和を考慮し、目隠し等の設置に努める。 ・樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限に努める。

（２）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積＜共通事項＞

貯蔵又は集積の方法	・主要な視点場（眺望点）や道路から見えないよう、集積又は貯蔵の位置や方法の工夫に努める。 ・周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑える。
遮へい	・行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう堀や囲い等の遮へいに努める。

（３）土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更＜共通事項＞

遮へい	・行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくするよう努める。
跡地の形状	・長大な法面又は擁壁を生じさせないように努める。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ・周辺の植生と調和した法面の緑化に努める。
跡地の緑化	・行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化に努める。
その他	・行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらの保存に努める。

（４）開発行為＜共通事項＞

土地の形状	・周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないよう努める。
土地の緑化	・行為地内はできる限り緑化するよう努める。
法面及び擁壁の造成	・周辺の植生と調和した法面の緑化に努める。

（５）木竹の伐採＜共通事項＞

緑化	・伐採は必要最低限とし、伐採後は緑化による修景に配慮する。
----	---

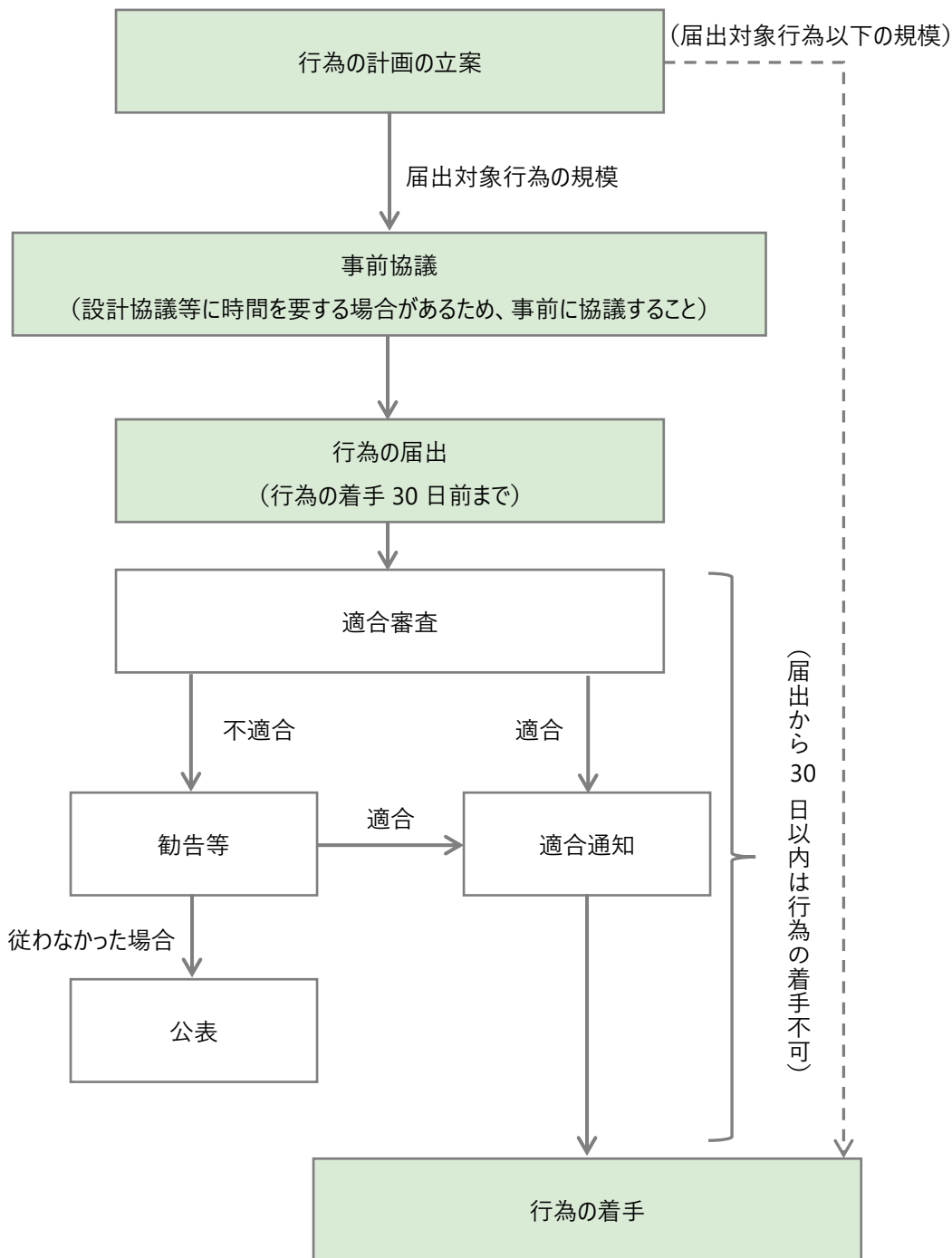
3 景観形成基準 ～良好な景観形成のための行為の制限～

(1) 行為の制限に関する届出の手続きフロー

景観計画区域内における、規定した規模以上の行為は、行為の着手の 30 日前までに市に届出し、「景観形成基準」に適合しているか、審査を受けなければなりません。

また、適合しない場合には、市から勧告等を受けることがあります。

なお、届出を行わずに前述の行為に着手した場合には、景観法第 103 条により、罰則が適用される可能性があります。



届出の手続きフロー

(2) 届出対象行為

届出対象行為とは、次に定める規定に該当するものです。

本市において、建築物や工作物の変更、開発行為などの行為を行なおうとする場合、景観への影響が大きいものについては、景観法第 16 条に基づく届出制度により、周辺景観との調和を図ります。

行為の種類		届出の規模	
		一般地域 (山並み・森林景観ゾーン・田園景観ゾーン、市街地景観ゾーン)	景観づくり 推進地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更		高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100 m ² 以下の増改築を除く）	左同
工作物の 新築、増築、 改築、移転、 外観（色彩） の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ 3m を超えるもの	左同
	煙突、排気塔その他これらに類するもの (屋外広告物を除く。)	高さ 13m を超えるもの	左同
	遊戯施設類		
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、 クラッシャープラントその他これらに類するもの		
	汚水処理施設、汚物処理施設、 ごみ処理施設その他これらに類するもの	高さ 30m を超えるもの	左同
	電波塔等（屋外広告物を除く。）、 柱類（屋外広告物を除く。)		
	太陽光発電設備	築造面積（敷地面積）1,000 m ² を 超えるもの	左同
	風力発電設備	高さ 13m を超えるもの	左同
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その他 の物件の堆積	新設及び既存に追加	高さ 3m 又は水平投影面積 1,000 m ² を 超えるもの	左同
土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更		面積 3,000 m ² 又は法・擁壁の高さ 3m を 超えるもの	左同
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項）		都市計画区域内：3,000 m ² 以上のもの 都市計画区域外：10,000 m ² 以上のもの	左同
木竹の伐採		—	伐採検討 時、事前相 談を要する

(3) 届出を要しない行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、届出を行う必要はありません。

(以下、「法」は景観法、「政令」または「令」は景観法施行令を示します。)

- ①通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で、政令で定めるもの（法第16条第7項第1号）
 - 地下に設ける建築物の建築又は工作物の建設等（令第8条第1号）
 - 仮設の工作物の建設等（令第8条第2項）
 - 木竹の伐採のうち、木竹の保育のために通常行われる伐採等（令第8条第3号）
 - 法令又はこれに基づく処分による義務の施行として行う行為（令第8条第4号イ）
 - 農業、林業又は漁業を営むために行う行為等（令第8条第4号ハ）
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ③景観重要建造物について、許可を受けて行う行為（法第16条第7項第3号）
- ④景観重要公共施設の整備として行う行為（法第16条第7項第4号）
- ⑤歴史的風致維持向上地区整備計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為（法第16条第7項第10号）
- ⑥文化財保護法に基づく重要文化財の手続きを経て行う行為（令第10条第3号）
- ⑦秋田県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第10条第4号）
- ⑧その他、大館市景観条例で定める行為（法第16条第7項第11号）

出典：景観法及び施行令

(4) 景観形成基準

良好な景観を形成するためには、地域の特性に応じて景観形成に影響する建築物などを適切に誘導していく必要があることから、届出対象行為の「景観形成基準」を次のように定めます。

「景観形成基準」は、勧告や変更命令を行うための基準となるものです。また、「景観形成基準」は各自治体の裁量によって決めることのできる内容です。さらに、景観計画区域内の地区を区分して、それぞれの区分ごとに届出対象行為の追加および適用除外、届出対象行為ごとの景観形成基準を別に定めることもできます。

すべての建築行為等	届出が必要な建築行為等
景観配慮事項	景観配慮事項 + 景観形成基準

建築行為における景観配慮事項と景観形成基準

(5) 建築物・工作物

①土地利用に応じた基準＜共通事項＞

色彩	・彩度は6以下とし、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園と調和させる。 ・壁面に複数の色や彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、壁面の面積の10%以内とし、周囲の色彩との調和や色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。
敷地	・敷地の周囲は、中・高木や生け垣により緑化し、道路から後退してできる空間は、積極的な緑化に努める。 ・駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。 ・道路に面した敷地境界には、沿道の町並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減など、歩行空間の景観向上に配慮した植栽に努める。

②太陽光発電設備＜個別事項＞

全体	・主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽光パネル等を境界から1m以上後退させ、空地を確保する。
色彩	・太陽光パネル、フレーム及び架台は、原則黒や濃紺系、低彩度の目立たない色彩、周辺から視認可能な場合は周辺の景観と調和した色彩とする。
意匠及び形態	・高さは最低限とし、周辺の景観になじまない著しく突出したものとしめない。 ・低反射性又は防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。

③風力発電設備＜個別事項＞

位置・規模	・周辺の住宅等の敷地から500m以上距離を確保する。
その他	・樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とする。

（６）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積＜共通事項＞

貯蔵又は集積の方法	・主要な視点場（眺望点）や道路から見えないよう、集積又は貯蔵の位置や方法を工夫する。 ・周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑え、整然と行う。
遮へい	・塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺と調和させる。 ・遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とする。

（７）土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更＜共通事項＞

遮へい	・行為地の周囲は、常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに努める。
跡地の形状	・長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ・周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。
跡地の緑化	・行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。
その他	・行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらを保全し修景に積極的に活用する。

（８）開発行為＜共通事項＞

土地の形状	・地形の改編をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとする。 ・周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないようにする。
土地の緑化	・行為地内に優れた景観を形成している樹林帯（特に、樹姿や樹勢の優れた樹木）がある場合は、それらを保全又は移植し、修景に積極的に活用する。
法面及び擁壁の造成	・長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ・周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。

（９）木竹の伐採＜共通事項＞

緑化	・伐採は必要最低限とし、伐採後は緑化による修景を行う。
----	-----------------------------

4 色彩基準に関する事項

届出対象行為のうち、景観への影響が大きな要素となる建築物や工作物等の色彩について、本市では現状、秋田県の「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」に則り運用しています。

本計画策定に向けた、市民アンケートや各種ヒアリング等では、これらの色彩が、景観を阻害しているという声がほとんど聞かれなかったことから、現状の運用を継続する（県ガイドラインへ準拠）ものとしします。

ただし、今後、景観づくり推進地区や景観資産等による市民等の景観形成に関わる意識が向上した場合、色彩基準への規制強化への機運が高まった場合などには、本市の地域特性に応じた「色彩基準」を検討します。

■届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説

届出対象行為のうち、特に建築物と工作物について、景観に与える影響が大きい「色彩」についての基準として「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」（以下「色彩ガイドライン」という。）を定め、この基準に沿って景観保全を図ることとしています。

- ① 「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- ② 色彩を組み合わせる場合は、使用する色彩相互の調和を図るとともに、「アクセント色」の使用量に十分配慮すること。
- ③ 建築設備の色彩は、建築物本体と周辺景観との調和を図ったものとする。
- ④ 垣、さく等は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。

言葉で「けばけばしい色彩」などといっても、その判断基準は人によって様々です。そうしたことから色彩の基準の運用に当たり、周辺景観との調和を図るための配慮すべき事項を次のとおり定めました。

項 目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度は6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

■なぜ彩度6以下か

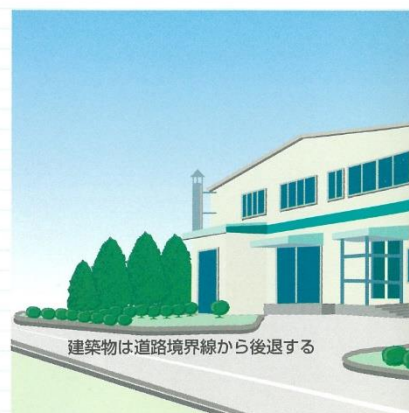
建築物等の色彩を考える場合、一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいと考えられています。したがって自然景観との調和を考える場合は、自然物の彩度が概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩はそれ以下とすると調和が得られやすいのです。

樹木の緑●

光を通して見るためか、より鮮やかに見えますが、実際の葉の色の彩度は6程度であり、四季の移り変わりによる変化を考えても、彩度は3から6の範囲を繰り返します。

晴天の空●

現実の色よりもずっと青く記憶されがちですが、実際にはよく晴れた日で彩度が3から4であり、少し曇り空になるとほとんど彩度はなくなります。



色のしくみ

【色の三属性】

私たちの目は多くの色を認識することができますが、これは色相・明度・彩度という3つの要素を感知しているからです。この3つの要素を色の三属性といい、次のことを表します。

■色相(色み)

赤・黄・緑……といった色あいのちがいを表しています。

なお白や黒など色相のない色もあり、これらは彩度もないことから無彩色といわれています。

■明度(明るさ)

明るい、暗いといった色の明るさの程度を表しています。理想的な白を10、理想的な黒を1と考えて、明度はその間の数値をとります。

■彩度(あざやかさ)

鮮やかな、にぶいといった色みの強さを表しています。無彩色を彩度0と考え、色みが強くなるにつれてその数値が大きくなります。

【色相環】

赤・黄・青などの色あいの違う色をよく似た順番に並べていくと、色相の輪ができます。これを「色相環」といい、この色相環を10等分し、さらに2等分あるいは4等分したものが一般的なものです。これらはそれぞれマンセル20色相環、マンセル40色相環と呼ばれています。

【トーン】

トーンは色調ともいわれ、どの色相にも共通して感じられる色の調子のことです。それは、明暗・濃淡・地味派手といったもので、明度と彩度の相互の関連のもとに成り立っています。

【色の表し方】

■マンセル表色系による表示

色相・明度・彩度を組み合わせ、ひとつの色を記号・数値化した表示方法です。この表示方法では、具体的な色を思いうかべることが困難だという欠点がありますが、数値に対応する色票も製作されているので、その色がどんな色かを正確にとらえることができます。なお「色彩ガイドライン」ではこの表示方法を採用しています。

■色名による表示

赤・黄緑といった基本色名や、濃い茶色・くすんだ緑色といった一般色名、桜色・スカイブルーといった慣用色名などによる表示方法です。この表示方法はなじみやすいものですが、同じ色名でも個人によって少しずつ違う色を思い描いていることもあり、誤解を招くことがあります。

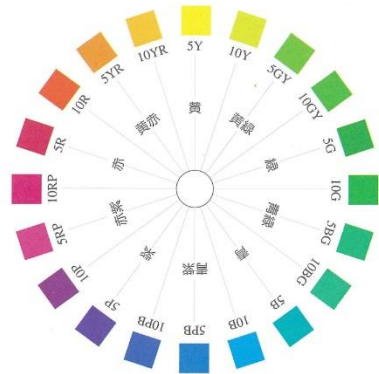


図-2 マンセル20色相環
表紙の図-1を真上から見たときの色の並び

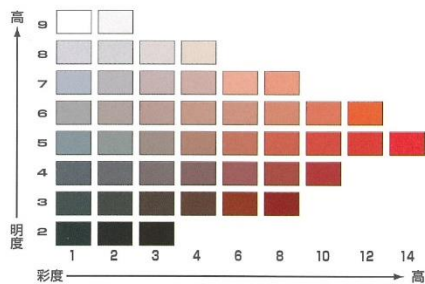


図-3 色相10Rでの明度・彩度表
表紙の図-1を色相10Rの位置で縦に切ったときの色調



アクセント色

色彩には、面積が大きくなると実際の色よりも明度、彩度が高く見えるという特徴があります。彩度の高い派手な色を使用する際は、使用する面積をできるだけ小さくし、アクセントとして使用することで、全体的にバランスのとれた良好な景観を保つことになります。

周辺景観との調和

それぞれの地域には「基調色」が存在し、一般的にはこの基調を尊重するべきであり、その基調は建築の一般色が表示されていると考えられています。この基調と色調の違う色彩を使用する場合や、目立つ色彩を使用する場合などには、その地域の景観の混乱を招くことがあるので、周辺建築物との色差を少なくすることが望まれます。

5 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は、商業地域や観光ルート等において必要不可欠ですが、高さや面積が大きいもの、色彩が派手なもの、雑然と掲示されているもの、景観上重要な場所に乱立するものなどは、地域の良好な景観を阻害します。良好な景観形成を図るためには、屋外広告物についても、従来の広告物としての機能を保持しながら適正な規制や誘導を図ることが求められます。

現在、本市では、屋外広告物について、「秋田県屋外広告物条例」に基づいて運用されているほか、文化財においては文化財保護法、県立自然公園内では自然公園法による規制があります。

市民アンケートや各種ヒアリング等では、屋外広告物が景観を阻害しているという声がほとんど聞かれなかったことから、現状の運用を継続するものとします。

ただし、今後、県条例だけでは景観保全に対応できない状況が発生した場合や、市民等の景観形成に関わる意識の向上により屋外広告物への規制強化への機運が高まった場合などには、本市の地域特性に応じた「屋外広告物条例」の制定を検討します。

■秋田県屋外広告物制度の概要

屋外広告物の定義

屋外広告物に該当する要件は、以下の4つ。商業広告だけでなく、国や地方公共団体等が表示する営利目的でない広告物も以下の要件すべてを満たしていれば、屋外広告物としての規制の対象となる。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に対して表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

禁止広告物

どんな広告物であっても、次のような広告物は表示してはならない。

- ① 著しく汚染、たい色、塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損、老朽化したもの
- ③ 倒壊、落下のおそれあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似するもの（道路交通の安全を阻害）

上記のほか、屋外広告物条例で規制されていなくても、違法広告物（刑法、軽犯罪法、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例等に違反する広告物）に該当していれば、当然ながら、表示してはならない。

禁止地域（例示を一部抜粋）

次の地域においては、広告物を表示してはならない。（ただし、禁止地域の適用除外に該当する広告物は表示可能）

- ① 住宅地、景観のすぐれた地域、緑地（第１種及び第２種低層住居専用地域 など）
- ② 文化財、史跡のある地域（文化財保護法、秋田県文化財保護条例）
- ③ 保安林の区域（森林法）
- ④ 保存樹林の地域（樹木保存法）
- ⑤ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ⑥ 都市公園の区域
- ⑦ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- ⑧ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近で、知事が指定する区域
- ⑨ 官公署、学校、図書館、病院、公衆便所などの公共施設及びその敷地
- ⑩ 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- ⑪ 社寺、仏堂及び教会の境域
- ⑫ 道路及び鉄道等のうち、知事が指定する区間

禁止物件

広告物を表示してはいけない物件（場所）を定め、広告物の氾濫を抑制する。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ② 石垣、擁壁の類
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ④ 信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく、駒止め
- ⑤ 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの
- ⑥ 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックスの類
- ⑧ 送電塔、送受信塔
- ⑨ 煙突、石油タンク、ガスタンクその他のタンク類
- ⑩ 銅像、記念碑の類
- ⑪ 景観重要建造物、景観重要樹木（景観法）
- ⑫ 電柱、街灯柱その他電柱の類（⑤に該当するものを除く）には、簡易な広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）を表示してはならない。
- ⑬ 道路の路面

禁止地域以外の地域（許可が必要）

禁止地域以外の地域において、広告物を表示する場合には許可が必要。（ただし、許可地域の適用除外に該当する広告物は許可を受けずに掲出可能。）

適用除外

規制対象の広告物であっても、社会生活に最低限必要なものについてはその規制が緩和される。但し、禁止広告物に該当するものについては、適用除外の対象とはならない。

すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件にも表示可能）

- ① 他の法令の規定により表示される広告物（道路標識、建築確認表示、建築工事現場標識、廃棄物処分場の表示、ガソリンスタンドにおける「セルフ」及び「油種」の表示等）
- ② 国又は地方公共団体が自己の管理する土地等に表示する広告物
- ③ 国又は地方公共団体が掲出する広告物（②に該当するものを除く。）で、あらかじめ届出をしたもの（規格等の制限はない。）
- ④ 公職選挙法による選挙ポスター、立看板等

すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件には表示できない）

- ① 団体等が国又は地方公共団体と一体となって行う行事等のために表示する広告物。
- ② 自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの。
 - * 自家用広告物とは、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業の内容、自己の営業の内容を表示する広告物。
 - * 基準は、禁止地域は表示面積 5 m²以内、それ以外の地域は表示面積 10 m²以内。この基準を満たさない場合であっても、通常の許可を受ければ表示可能。
- ③ 自己の管理する土地等に管理の必要上表示する広告物で、規則で定める基準（2 m²以内）に適合するもの 等

許可制度

広告物が表示される地域又は物件が、禁止地域又は禁止物件でない場合や、禁止の適用除外となる場合であっても、広告物の適正な表示を確保するための制度

- * 許可の基準は、条例の目的である、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から定められており、許可の基準に合致していれば、必ず許可される。ただし、条例の目的を達成するため、許可にあたって条件を付す場合がある。

罰則

違反広告物に対する是正命令に従わない場合など、条例の規定に違反する行為を行ったものは、その違反内容に応じ、処分の対象となる。

また、法人の社員が罰金刑の対象となる違反行為を行った場合には、当該社員だけでなく、その法人も同様の罰金刑の対象となる。

出典：秋田県屋外広告物制度の概要

6 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域において、地域の良好な景観の形成に重要な役割を担っている建造物で、以下の指定方針(案)に示す項目のいずれかに該当し、かつ、道路や公園等の公共の場所から容易にみることができる建造物を景観重要建造物として指定します。

指定にあたっては、所有者や管理者と協議等を行い、大館市景観審議会の意見を聞いたうえで指定します。

景観重要建造物の指定は、歴史的価値等を問うものではなく、景観的な価値を踏まえて行うものとしします。

なお、文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は指定できません。

<指定方針(案)>

- ・地域のシンボルとして親しまれる建造物
- ・地域の歴史・文化を継承する象徴となる建造物
- ・地域での生活や生業から形成された地域固有の建造物
- ・景観づくりに先導的な特徴を持つ建造物 等

(参考) 弘前市における景観重要建造物

景観重要建造物に指定されることにより、建物の所有者は景観法の規定に基づき適正な管理義務を負うほか、増築や外観を変更する修繕等の際は市の許可が必要になります。また、市では改修費等の一部を助成する制度を設けており、規制と支援措置により景観重要建造物の保全を図ることとしています。平成 24 年度から指定を行い、令和 5 年度時点で 19 件が指定されています。



藩政期の町屋建築。町屋の特徴が維持されている
川崎染工場



中土手町のランドマークとして親しまれる
旧一戸時計店

出典：弘前市ホームページ

7 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域において、景観形成上、特に保全すべき樹木について、以下の指定方針(案)に示す項目のいずれかに該当し、かつ、道路や公園等の公共の場所から容易にみることができるものを景観重要樹木として指定します。

指定にあたっては、所有者や管理者と協議等を行い、大館市景観審議会の意見を聞いたうえで指定します。

景観重要樹木は単体の樹木を指定するものであり、樹林地など緑地を一体的に指定するものではありません。

<指定方針（案）>

- ・地域のシンボルとして親しまれているもの
- ・地域の歴史・文化を継承する象徴となるもの
- ・樹形や樹高等が特徴的なもの 等

（参考）山形県における景観重要樹木

景観重要樹木は、地域の自然、歴史、文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであるものについて、景観法第 28 条に基づいて景観行政団体の長が指定するものです。山形県では、令和 5 年度時点で 4 件が指定されています。



明治天皇が御巡幸の際、当地で休憩されたことを記念して、明治 22 年に地元の有志により植えられた「万歳の松」。樹形・樹高からシンボルとなっている



樹齢が 800～1000 年といわれる「柳川熊野神社のケヤキ」。地区のアイストップ、地域のランドマークとしての役割を担う

出典：山形県ホームページ

8 景観重要公共施設に関する事項

建築物や工作物等だけでなく、道路、河川、都市公園等の公共施設も地域の景観を構成する主要な要素となっています。また、国や県などの施設管理者の施設整備の考え方の統一は、良好な景観形成に欠かせないものです。

特に景観形成上重要と考えられる公共施設について、景観重要公共施設の指定を検討し、良好な景観形成を促進します。

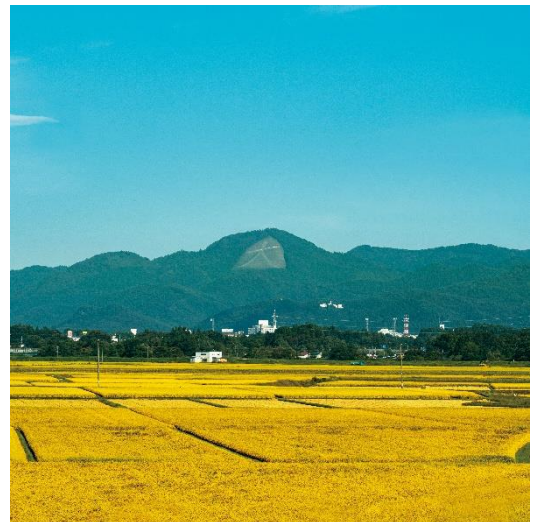


地域の景観を構成する主要な道路、河川、
都市公園等の公共施設

9 景観農業振興地域整備計画に関する事項

景観農業振興地域整備計画は、農業を将来的に継続させることで地域を守り、景観を守るという考えの計画です。ただし、景観のために農業を規制するというものではありません。

景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件の確保を図るための措置の必要性が高まった場合に、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



景観との調和、営農環境を確保する農地

10 自然公園法の許可の基準

自然公園とは、国が指定する国立公園・国定公園、県が指定する県立自然公園等が含まれ、いずれも自然環境の保護と適正な利用が推進されています。

本市では、田代岳県立自然公園が特別地域に指定されていることから、既往の規定に則り、引き続き適切な運用を図るものとします。



自然環境の保護と適切な運用を継続する
県立自然公園

第6章 景観づくり推進地区と景観資産

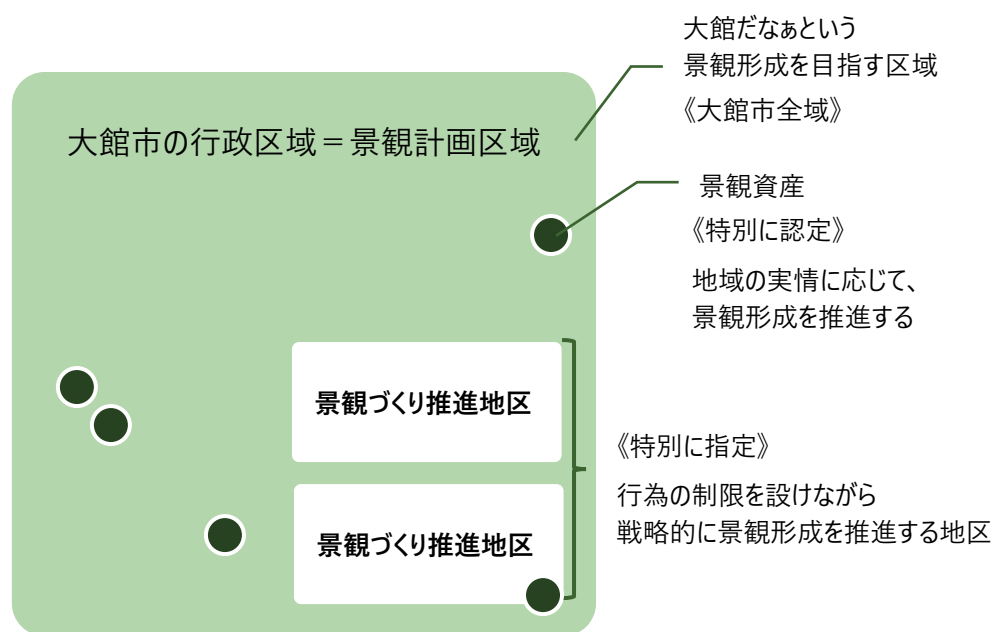
1 景観づくり推進地区と景観資産の考え方

「景観計画」では、地域特有の景観を有する地区や地域住民等により伝統や文化の継承を図る地区、本市にとって今後のまちづくりを誘導する地区など、地域の独自性を活かしながら、その特徴的な景観形成を推進することができます。

本市では、「歴まち計画」を策定し、6つの維持向上すべき歴史的風致を選定しました。特に大館城下の町割りに残る歴史的風致の一部を「重点区域」として、歴史的建造物の改修・保全や町並みの環境整備を進めています。また維持向上すべき歴史的風致からは外れるものの、市民にとって重要な景観や景観資源が市内には点在しています。

「大館だなぁ」と思える地域のシンボル、歴史や文化を継承する景観、まちづくりやまち育て活動により市民の手で創りあげられた景観、景観阻害要因の改善が求められる地域については、「景観づくり推進地区」として位置づけ、大館らしい景観づくりに向けた取組みを促進します。本計画では、「景観づくり推進地区」の候補地として3か所を抽出し、今後地域による景観形成に向けた動きの活発化や、景観づくりへの機運が高まった際に、地域特性に応じた景観づくりを推進するものとします。

また、地域において、大切な景観資源として、市民の手でそれらをまもり、つくり、育てる活動が見られるものを、「景観資産」として位置づけ、市民や事業者の景観づくりへの機運の高まりのきっかけとします。本計画では「景観資産」の候補地として8カ所を抽出し、景観づくりへの機運が高まった際に、景観資産の特性を生かした景観づくりを推進するものとします。

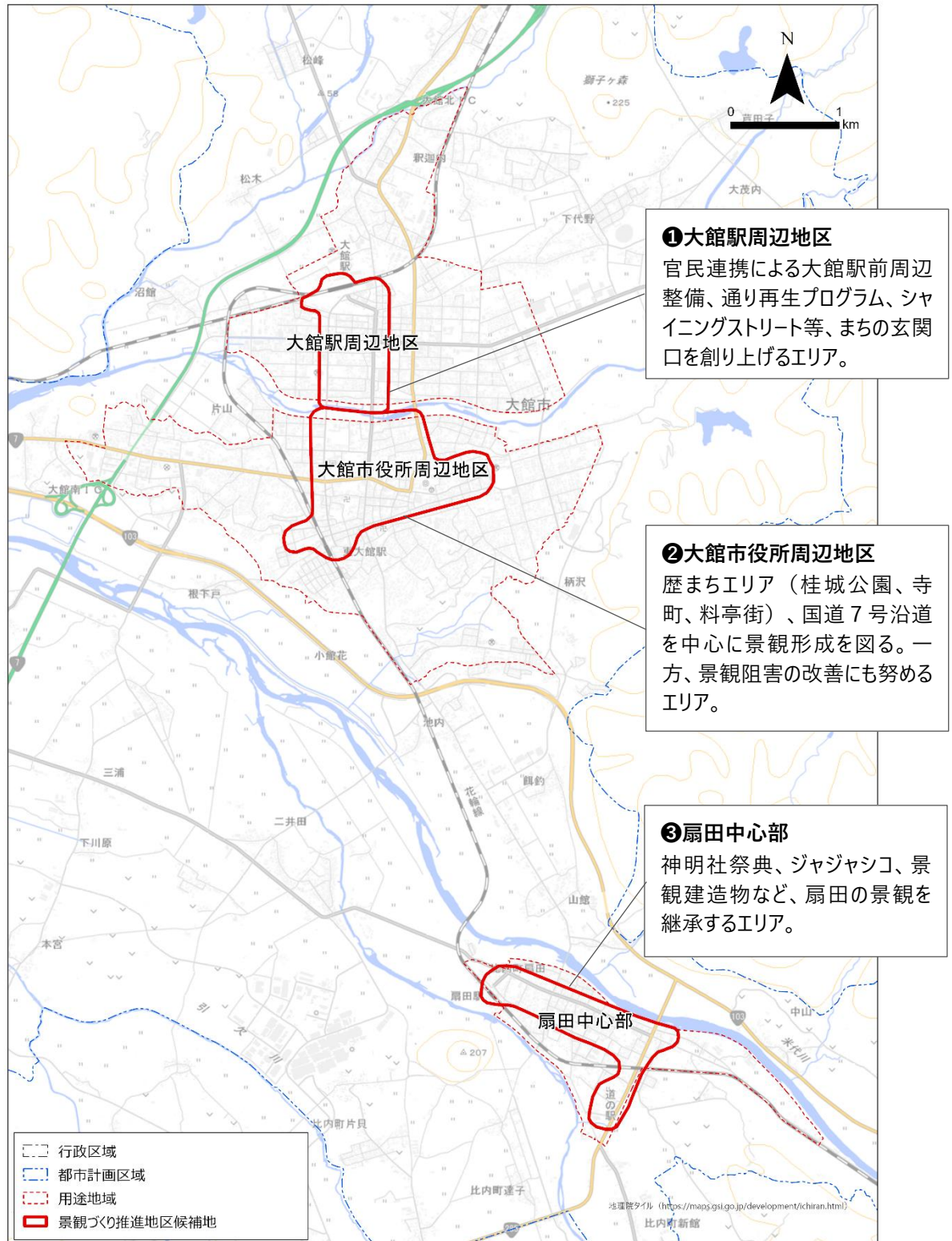


景観づくり推進地区のイメージ

2 景観づくり推進地区候補地の抽出

本市における「景観づくり推進地区」の候補地を示します。

なお、これらは現時点のもので、景観意識の醸成により市民発意の候補地が増えることが期待されます。



景観づくり推進地区候補地のイメージ

3 景観資産候補地の抽出

本市における「景観資産」の候補地を示します。

なお、これらは現時点のもので、今後、市民や事業者との協働の取組みにより、景観資産の候補地が増えることが期待されます。



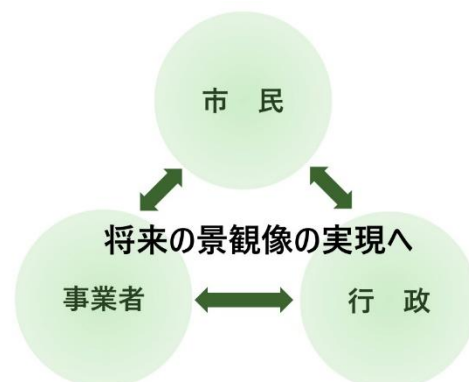
景観資産候補地のイメージ

第7章 景観形成の推進方策等

1 計画実現に向けた役割

目指すべき将来の景観像『大館だなぁ』という景観を見つめて、磨き、自信と誇りを高めて住み続けたいまちの実現に向けて、市民、事業者、行政の協働により、景観づくりを進めることが求められます。

以下に、それぞれの主体が努める役割を示します。



(1) 市民

住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。（景観法第6条）

景観形成を推進する主役として、“私”から近所や地域への広がり、“私”から次世代への継承など、自らがまちの景観の魅力を楽しみ、“私”が住み続けたいまちづくり・まち育てに取り組めます。

建築等の行為に限らず、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に良好な景観形成に努めるものとします。身近な場所のゴミ拾い、道路の草刈りや落ち葉拾い、本市らしい景観資産をSNSなどで発信することも、大切な景観づくりです。

(2) 事業者

事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。（景観法第5条）

自らの事業活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、建築等の行為を行う際には、本計画の景観配慮事項や景観形成基準に配慮し、自主的かつ積極的に良好な景観形成に努めるものとします。

(3) 行政

地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（景観法第4条）

景観づくりに配慮した公共施設の整備等では、景観形成に向けて、先導的な役割を担います。景観施策の推進や景観づくり推進地区の検討にあたっては、市民や事業者の意見が十分に反映されるよう、意見交換の場づくりに努めます。

市民・事業者・行政等の協働による景観形成に向けた調整機能を担います。

2 景観形成の推進に向けた取り組みイメージ

良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政の各主体が、本計画に目を通し、景観配慮事項や景観形成基準を意識し、身近で、できることから取り組むことが大切です。

本市では、すでに市民が主体となり地域資源を磨き上げるまちづくり・まち育て活動が見られます。

今後もこれらの活動を続けながら、さらに新たな取り組みを創り出すことで、目指すべき将来の景観像の実現に向けて取り組みます。

以下に、考えられる取り組みの視点を示し、今後具体的な取り組みを検討します。

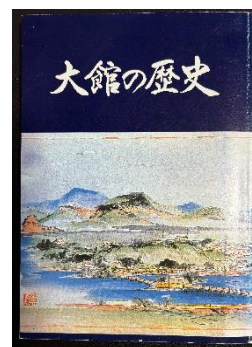
(1) 景観づくりを知ろう

本計画書で、景観づくりの意義や将来の景観像などについて発信します。また、本市の地域資源や取り組みを周知し、景観づくりを知ってもらいます。

○手に取りたくなる計画書や景観副読本の作成と周知

私目線で「見る」、風景や景色。そこに心や頭を使って「景観」への意識を高めるには、良い景観や気になる景観とはどのようなものなのか、将来の景観像に向けて、私は何から始めたら良いか、分かりやすく知ってもらうことが大切です。

本市では、景観計画書の周知を行うとともに、小学生から読み進められる景観副読本の作成などを検討します。



大館市の歴史に関する副読本

○小・中学生を対象とした五感を活かした景観教室の実施

本市では、天然秋田杉が茂る矢立峠、歴史にまつわる桜櫓館や桂城公園等において、小学生の課外授業が行われています。

今後は、小・中学生が本市の景観資源への気づき、自分の暮らす地域や本市に愛着を持ってもらえるよう、景観教室等の開催を検討します。



小学生が桂城公園の歴史を学ぶ

○専門家と歩く景観まち歩き

本市では、歴史まちづくりや樹木・山などの自然資源に関して、専門家と一緒にまち歩きをする機会があります。

景観づくりに関しても、専門家と歩く機会を検討します。



親子で参加できる歴まち散歩

○景観シンポジウム、景観セミナー等の開催

本市では、歴史まちづくりの取り組みを多くの市民の方に認識していただくため、市民フォーラムを開催してきました。

景観づくりに関しても、市民の意識を高め、身近な活動に繋げられるように、景観シンポジウムやセミナーの開催を検討します。



シビックプライドフォーラム

(2) 景観づくりの活動を支えよう

景観づくりを行う際に、“私”ができること、“地域”でできること、“協働”で行うことなどに応じて、楽しく続けられる活動への仕掛けや支援策を周知するなど、景観づくりの活動を支援します。

○「景観づくり推進地区」の活動支援

本市における景観形成の推進に向けて、「景観づくり推進地区」候補地を抽出しました。

御成町南地区で取組まれてきた、通り再生プログラムなどの経験を踏まえ、活動の意義や大切さを伝えながら、市民・事業者・行政との協働による景観づくりの支援を検討します。

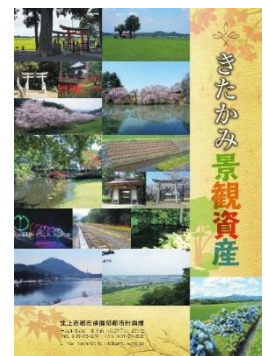


地域住民や市民と共に作成した御成町のロードマップ

○景観資産の活用

地域において、大切な景観資源として、市民の手でそれらを守り、創り、育てる活動が見られるものを「景観資産」として、候補地を抽出しました。

これまでの活動を継承しながら、さらに市民の景観づくりへの機運を高めるきっかけになるよう、景観資産の活用を検討します。



きたかみ景観資産マップ
出典：北上市 HP

○景観重要建造物、景観重要樹木などの指定

景観計画区域において、地域の良い景観形成に重要な役割を持っている建造物や保全すべき樹木については、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定や支援策を検討します。

なお、「景観重要建造物」についてはヘリテージマネージャーと、「景観重要樹木」については樹木医などとの連携を想定しています。



ヘリテージマネージャーによる建築物の調査

○景観づくりを推進する支援策の検討

景観形成に向けては、上記以外にも、身近な場所のゴミ拾い、街路樹周りの落ち葉拾いや草取り、両隣や地域で取組むことができる景観づくり、良い景観・気になる景観の発信、体験を加えた愛着や郷土愛を育む取組みなどが考えられます。

主体的に関わる方々の意見に耳を傾け、他都市での制度や運用方法等を参考にしながら、景観づくりを推進する支援策を検討します。



歴まちフォトコンテスト

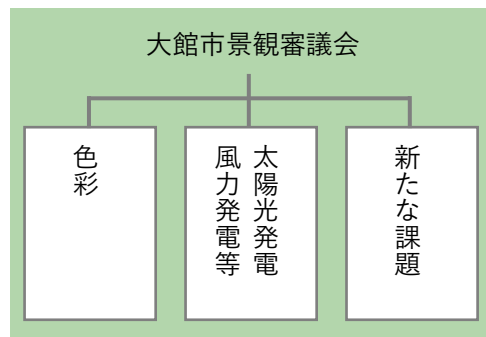
(3) 景観づくりを進める体制

景観づくりを進めるにあたり、景観資産の位置づけや景観形成基準への整合状況などについて、第三者の視点を盛り込みながら、本市らしい景観づくりを進めます。

○大館市景観審議会の設置

景観づくりを進めるため、大館市景観審議会を設置します。景観審議会では以下への審議・助言などを想定します。

- 良好な景観形成に関する審議や景観計画の変更
- 運用に関する審議、勧告等
- 景観重要建造物や景観重要樹木
- 景観づくり推進地区や景観資産



大館市景観審議会の検討項目イメージ

また、色彩、太陽光発電・風力発電、時代に応じて顕在化する新たな課題については、ワーキンググループなどを設置し、景観形成に向けた方向性や対応策等を検討します。

○関係機関・関係団体との連携強化

景観づくりは、建築物や工作物を整備だけではなく、空き地・空き家・空き店舗への対応、太陽光発電や風力発電に関する設備など、様々な分野や時代に応じた対応が求められます。

住生活等に関する協議を行う大館市まち・すまい協議会や歴史的風致維持向上協議会など、景観に関わる他協議会との連携や、他協議会を主体的に運営する庁内他課との連携を強化し、総合的に景観づくりに取組むことを検討します。

おわりに

本市の「景観計画」は、景観の将来像の実現を目指し、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進めるものです。

そのためには、一人ひとりが、本市の風景や景色を「見る」ことから始め、さらに頭や心で「観る」ことで、私が好きな景観を残し、大館だなあと思える景観を次の世代に継承していきます。

故事成語の『隗^{かい}より始めよ』。改め『見る^みから始める』。

本市の景観づくりに関わる全ての人が「大きなことからではなく、手近なところから」、そして「気づいた私から」一歩を踏み出してみませんか。

さあ、いっしょに大館の景観づくりを進めましょう！

巻末資料

1. 策定の経緯

年月日	主な内容
令和5年12月15日	第1回大館市景観まちづくり推進協議会
令和6年1月17日～2月5日	景観まちづくりに関するアンケート調査の実施
令和6年3月21日	第2回大館市景観まちづくり推進協議会
令和6年8月9日	第3回大館市景観まちづくり推進協議会
令和6年9月19日	市議会建設水道常任委員会（取組状況の報告）
令和6年12月5日	第4回大館市景観まちづくり推進協議会
令和7年1月14日～1月31日	パブリックコメントの実施
令和7年3月5日	市議会建設水道常任委員会（景観計画(案)の報告）
令和7年3月18日	第5回大館市景観まちづくり推進協議会
令和7年3月21日	都市計画審議会（意見聴取）
令和7年7月24日	県（都市計画課）との協議
令和7年8月20日	景観行政団体移行（景観行政事務処理開始）の公示
令和7年10月1日	景観行政団体移行（景観行政事務処理開始）
令和7年10月●日	景観計画の策定
令和7年10月●日	景観計画の告示
令和8年4月1日	景観計画施行、景観条例施行

2. 大館市景観まちづくり推進協議会委員名簿

委嘱期間：令和5年12月15日～令和7年3月31日

No	種 別	専門分野	所 属	職・氏 名
1	学識経験者 (1号委員)	建築・都市計画	国立大学法人 弘前大学 教育学部	特任教授 北原 啓司
2		建築・まちづくり	秋田職業能力開発短期大学校 住居環境科	特任教授 小笠原 吉張
3		建築・福祉 ・ヘリテージ	大館・北秋田建築士会 (M's 設計室 主宰)	会長 松橋 雅子
4	地元識者 (2号委員)	建築・景観 ・まちづくり	設計事務所アマランス (大館商工会議所 推薦)	代表 斉藤 留美子
5		観光振興	株式会社タイセイ (大館北秋商工会 推薦)	代表取締役 山脇 精悦
6		自然景観・歴史	矢立自然友の会	会長 中村 弘美
7		農村景観	大館市農業委員会	農業委員 小林 秀文
8	商業者 (3号委員)	屋外広告物・景観	東北電力ネットワーク 大館電力センター	R5：所長 安田 清生
				R6：所長 三浦 知則
9		商業・屋外広告物	株式会社伊徳 業務本部 総務部	部長 佐藤 長之
10		商業・屋外広告物	イオンスーパーセンター 大館店	(R5.12～R6.3、 R6.9～R7.3) ：店長 宮崎 由美子
				(R6.4～R6.8) ：店長 渡邊 俊洋
11	行政機関 (4号委員)	国 (道路)	国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 大館国道出張所	R5：出張所長 兼松 浩之
				R6：出張所長 齊藤 敏則
12		県 (景観・屋外広告物)	秋田県 建設部 都市計画課	課長 高野 優
13		市 (地方行政)	大館市 建設部	部長 柏山 一法
アドバイザー		県 (文化財保護)	秋田県 教育庁 生涯学習課 文化財保護室	室長 五十嵐 一治
		県 (景観・屋外広告物)	秋田県 北秋田地域振興局 建設部 用地課	課長 中嶋 友巳

大館市 景観計画

発行年：2025（令和 7）年 10 月

発行者：大館市

編集：大館市 建設部 都市計画課

〒018-5792 秋田県大館市比内町扇田字新大堤下 93 番地 6

TEL：0186-43-7135 FAX：0186-55-1018

e-mail：keikan@city.odate.lg.jp